

# 「不改常典」法に関する一考察

原  
科  
颯

## 一 序

### 二 「不改常典」法の内容

- (一) 概要
- (二) 直（嫡）系継承法説の問題点
- (三) 先行の天皇大権説の問題点
- (四) 天皇大権説批判に対する反論  
小括
- (五) 三 「天智の初め定めた」法の内容  
概要
- (一) 諸説の問題点
- (二) 諸説の問題点
- (三) 天皇大権説の検討

## 四 結

## 一 序

「不改常典」法とは、「改<sup>かは</sup>るましじき常の典<sup>のり</sup>」として天智天皇（以下、原則として天皇号を略す）が定めたとされる法であり、『続日本紀』の元明即位宣命と聖武即位・讓位宣命に現れる。これらの三つの宣命には、それぞれ持統―文武、元正―聖武、聖武―孝謙の皇位継承が「不改常典」法に基づく旨が示されている。「不改常典」法の研究は本居宣長の『統紀歴朝詔詞解』を端緒とし、戦後には膨大な関係論文・著書が発表されているものの、その内容や成立経緯については、今日に至るまで定説をみない。しかしながら、それが皇位継承にかかわる何らかの規範を指すという点で、諸説は概ね一致する。蓋し、「不改常典」法とは、いわば古代の皇位継承を巡る法と政治の結節点を成すものであって、その解釈いかんにより、古代天皇制の理解は大きく異なると言っても過言ではない。

他方、「不改常典」法は文献史料上、わずか三箇所に見れるのみで、その内容の特定に資する積極的な根拠を示すことは極めて困難である。別言すれば、「不改常典」法に関する学説は、程度の差こそあれ不可避的に矛盾を孕むと思われる。翻って、「不改常典」法の先行研究では自説の論拠の提示にとどまる場合が多く、自説の矛盾がいかに軽微であるか、という点までが考察されることは稀であった。

また、「不改常典」法を含む即位・讓位宣命の解釈は、あくまで史料の内在的論理に即してなされねばならず、政治史・制度史からの推定に依拠することは諸説が乱立する一因だとの指摘がある<sup>(3)</sup>。無論、「不改常典」法の内容を特定するにあたり、それが含まれる宣命の構文を分析することは必要不可欠な作業である。だが、即位・讓位宣命が皇位継承を巡る政治的意図を如実に反映したものである以上、宣命中の「不改常典」法が八世紀の政治過程といかに整合的に解釈できるか、という点は決定的に重要であると考えられる。

以上を踏まえ、本稿では、主として政治史・制度史（法制史）の諸事象に着目した上で、天皇大権説の妥当性を多角的に考察する。さらに、桓武即位宣命以降の「天智の初め定めた」法についても、「不改常典」法との関連がとくに指摘されているため、天皇大権説に立脚した卓見を展開する。第二章では、即位・讓位宣命における「不改常典」法を前後の箇所と併せて確認し、現在までの先行研究を整理する。その後、「不改常典」法の内容に関する直（嫡）系継承法説および先行する天皇大権説の問題点を指摘し、天皇大権説批判に対する反論をも試みることによって、天皇大権説の妥当性を示す。第三章では、「天智の初め定めた」法の関連史料と先行研究を確認した後、諸説の問題点を指摘し、天皇大権説の可否を検討する。

## 二 「不改常典」法の内容

### (一) 概要

#### 1 関連史料

はじめに、「不改常典」法が現れる元明即位宣命と聖武即位・讓位宣命を抄出する。<sup>(1)</sup>

元明即位宣命（『続日本紀』慶雲四年七月壬子条）

（前略）母威岐藤原宮御宇倭根子天皇、丁酉八月不、此食国天下之業乎、日並所知皇太子之嫡子、今御宇留豆天皇尔授賜而、並坐而此天下乎治賜比諸賜岐、是者母威岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃、与天地共長与日月共遠不改常典止立賜比敷賜留法乎、受被賜坐而行賜事止衆受被賜而、恐美仕奉利豆詔命乎衆聞宣（以上、第一段）。如是仕奉侍尔、去年十一

月尔、威加母、我王朕子天皇乃詔豆朕御身旁坐故、暇間得而御病欲治。此乃天豆日嗣之位者、大命尔坐世大坐々而治可レ賜止讓賜命乎、受被賜坐而答曰久、朕者不堪止、辞白而受不坐在間尔、遍多久日重而讓賜倍、勞美威美、今年六月十五日尔、詔命者受賜止白羅此重位尔繼坐事乎奈、天地心乎勞重畏坐止左久詔命衆聞宣（以上、第二段）。（中略）又天地之共長遠不改常典止立賜留訓食國法母、傾事無久動事無久渡將去止奈、所念行止左久詔命衆聞宣（以上、第三段）。（後略）

元明即位宣命第一段の「不改常典」法（近江大津宮御宇大倭根子天皇乃、与天地共長与日月共遠不改常典止立賜比敷賜留訓法）は、持統が草壁皇子の嫡子の文武に讓5位し、かつ文武と共治体制を敷いたことに対する一種の根柢法として現れる。また、第三段にも「不改常典」の形容句を伴う「不改常典食国」法（天地之共長遠不改常典止立賜留訓食國法）がみえ、第一段の「不改常典」法と同一であるかについては争いがあるが、次章で述べる通り、「不改常典」法とは異なるものと考えられる。

聖武即位宣命（『統日本紀』神龜元年二月甲午条）

（前略）高天原尔神留坐皇親神魯岐・神魯美命、吾孫将知食国天下止、与佐斯奉志麻尔々々、高天原尔事波自米而、四方食国天下乃政乎、弥高弥広尔天日嗣止高御座尔坐而、大八嶋国所知倭根子天皇乃大命尔坐詔久、此食国天下者、掛畏岐藤原宮尔天下所知、美麻斯乃父止坐天皇乃、美麻斯尔賜志天下之業止、詔大命乎、聞食恐美受賜懼理坐事乎、衆聞食宣（以上、第一段）。可久賜時尔、美麻斯親王乃齡乃弱尔、荷重波不堪止、所念坐而、皇祖母坐志々々、掛畏岐我皇天皇尔授奉岐。依此而是平城大宮尔現御神止坐而、大八嶋国所知而、靈龜元年尔、此乃天日嗣高御座之業食国天下之政乎、朕尔授賜讓賜而、教賜詔賜久都良挂畏淡海大津宮御宇倭根子天皇乃、万世尔不改常典止立賜敷賜留隨法、後遂者我子尔、佐太加尔牟俱佐加尔、無過事授賜止、負賜詔賜尔比志（中略）（以上、第二段）。（後略）

元明の即位以降、元明讓位詔・元正即位詔に「不改常典」法は現れず、また元正が讓位した際、特段の宣命ないし詔は発せられていない。聖武即位宣命第二段の「不改常典」法（淡海大津宮御宇倭根子天皇<sup>乃</sup>、万世<sup>亦</sup>不改常典<sup>止</sup>、立賜數賜<sup>賜</sup>隨法<sup>賜</sup>）は、聖武が引用する元正の発言における、「後遂者我子<sup>亦</sup>、佐太加<sup>亦</sup>牟俱佐加<sup>亦</sup>、無過事授賜<sup>賜</sup>」との元明の教命に現れ、元正―聖武を正当化するものとなっている。

聖武讓位宣命（『統日本紀』天平勝宝元年七月甲午条）

（前略）平城<sup>乃</sup>宮<sup>亦</sup>御宇<sup>之</sup>天皇<sup>乃</sup>詔<sup>久</sup>之、挂畏近江大津<sup>乃</sup>宮<sup>亦</sup>御宇<sup>之</sup>天皇<sup>乃</sup>不改<sup>自</sup>常典<sup>等</sup>初賜<sup>比</sup>定賜<sup>流</sup>法隨、斯天<sup>ツ</sup>日嗣高御座<sup>乃</sup>業者、御命<sup>坐</sup>坐<sup>世</sup>、伊夜嗣<sup>亦</sup>奈賀御命<sup>看</sup>看<sup>止</sup>勅<sup>夫</sup>御命<sup>乎</sup>畏自物受賜<sup>理</sup>坐<sup>天</sup>、食国天下<sup>乎</sup>惠賜<sup>比</sup>治賜<sup>布</sup>間<sup>亦</sup>、万機密<sup>久</sup>多<sup>天</sup>志<sup>御</sup>身不敢賜<sup>有</sup>禮、隨法天<sup>川</sup>日嗣高御座<sup>乃</sup>業者、朕子王<sup>亦</sup>授賜<sup>止</sup>勅天皇御命<sup>乎</sup>、親王等・王・臣等・百官人等、天下<sup>乃</sup>公民、衆聞食宣。

聖武讓位宣命の「不改常典」法（近江大津<sup>乃</sup>宮<sup>亦</sup>御宇<sup>之</sup>天皇<sup>乃</sup>不改<sup>自</sup>常典<sup>等</sup>初賜<sup>比</sup>定賜<sup>流</sup>都法<sup>）</sup>は、聖武即位宣命のそれと同様、元正―聖武の根拠となっている。ただし、後者が元明の言葉として二重引用される一方、前者は元正自身が聖武に語ったものとして示される。また、聖武讓位宣命の後半には「隨法天<sup>川</sup>日嗣高御座<sup>乃</sup>業者、朕子王<sup>亦</sup>授賜<sup>止</sup>勅」と、「法」に従って孝謙に讓位する旨が述べられている。ここでの「法」は、宣命の文脈に鑑みれば、「挂畏近江大津<sup>乃</sup>宮<sup>亦</sup>御宇<sup>之</sup>天皇<sup>乃</sup>不改<sup>自</sup>常典<sup>等</sup>初賜<sup>比</sup>定賜<sup>流</sup>都法<sup>）</sup>」との形容句を省略したものとして、「不改常典」法と同一とみなすべきだろう。<sup>(6)</sup>従って、聖武讓位宣命の「不改常典」法は、元正―聖武のみならず、聖武―孝謙をも正当化するものと言える。

## 2 先行研究

「不改常典」法に関する学説整理は、既に田中卓<sup>(7)</sup>・星野良作<sup>(8)</sup>・篠川賢<sup>(9)</sup>の各氏などによって行われているが、いずれ

も二〇〇〇年頃までの論考を対象としている。よって、ここでは上記三氏の整理を参考に、「不改常典」法の内容を明確に論じた今世紀以降の専論・通史的記述についても概観する。

「不改常典」法の内容に関する学説は、その結論において、①直（嫡）系継承法説、②天皇大権説、③その他の説の三説に大別される。また、「不改常典」法の成立経緯については、天智が「不改常典」法を実際に制定したとする説（天智実定説）と、元明が「不改常典」法を即位宣命で新たに創出し、その制定者を天智に仮託したとする説（天智仮託説）がある。

①直（嫡）系継承法説（以下、嫡系継承は直系継承の一種であるから、直系継承法説と略す）は、正当な皇位継承のあり方を直（嫡）系継承と定めたとする説で、現在までに通説的位置を占める<sup>(11)</sup>。ただし、その結論には、直系継承／嫡系継承、直系継承一般／天武（もしくは草壁）系皇統に限定された直系継承、成文法／不文法、といった差異がある。岩橋小彌太氏によつて戦後まもなく提起されて以来、直系継承法説は、多くの古代史家が支持するところとなった。

②天皇大権説は、「皇位継承者の決定権を天皇大権として位置付け」たものとする倉住靖彦氏の説に端を発し、今世紀に入って以降、急速に支持を広めている<sup>(12)</sup>。近年では、「先帝の意思に基づく皇位継承を定めた法」などと称されることが多い。

③その他の説には、大化改新に伴う新政の典法とする説<sup>(13)</sup>、近江令説<sup>(14)</sup>、皇太子制説<sup>(15)</sup>、天皇と藤原氏の共治体制を志向した密約とする説<sup>(16)</sup>、隋・唐のような専制君主像を目指した理念的規定とする説<sup>(17)</sup>、皇統君臨の大原則とする説<sup>(18)</sup>、などがあるが、今日では、いずれも克服された学説として扱われることが多い。

二〇〇〇年以降では、管見の限り、直系継承法説として藤堂かほる・篠川賢・中野渡俊治・水谷千秋の各氏による専論があり、通史的記述においては、吉村武彦・虎尾達哉氏がそれぞれ、「直系の皇位継承法のことしか考えられないであろう」、「直系の皇位継承を規定したものであることはまず動かない」としている<sup>(19)</sup>。天皇大権説には、中西康

裕・熊谷公明・大町健の各氏による専論があり、義江明子・仁藤敦史・倉本一宏・森公章の各氏が、女帝の位置づけや天智の律令国家創始者像などを巡る議論の中で「不改常典」法に關説している<sup>(20)</sup>。その他の説には、律令法説<sup>(21)</sup>、「天壤無窮の神勅」とする説<sup>(22)</sup>、草壁の皇統に連なる皇太子即位の規定とする説<sup>(23)</sup>、唯一の君主としての天皇の地位を定めたものとする説<sup>(24)</sup>、などがある。ちなみに、近年の概説書では、「不改常典」法の内容について明確な結論の示されていない場合が多い<sup>(25)</sup>。

以上、ほぼ一世紀にわたった「不改常典」法研究に占める圧倒的な論文・著書数や、近年の専論・通史的記述でも支持されていることに鑑みれば、依然として直系継承法説が最有力と言える。ただし、今世紀以降の論考には、天皇大権説に立つものも少なくない。従って、「不改常典」法の内容に関する有力説は、直系継承法説と天皇大権説の二説に限られると言っても大過ないだろう。

## (二) 直(嫡)系継承法説の問題点

直系継承法説は、論者によってその結論や論拠を多少異にするものの、元明即位宣命と聖武即位・讓位宣命において述べられる持統―文武、文武―聖武、聖武―孝謙の直系継承がいずれも「不改常典」法を根拠とするため、それを皇位の直系継承を規定(主張)したものと解する。これに対する批判としては、「不改常典」法と桓武即位宣命以降の「天智の初め定めた」法を安易に同視した上で、後者が非直系継承に当たる淳和・仁明・光孝などの即位宣命にも現れるため、両者を直系継承法とみなすことはできないとの指摘が散見される。しかしながら、「不改常典」法と「天智の初め定めた」法をそれぞれ別個に検討することなく、後者が直系継承法であり得ないから前者も否とする立論は、妥当でない。従って、本節では、「不改常典」法のみを直系継承法と解釈した場合に生じる矛盾を論じることとする。

既存の直系継承法説批判としては、田村圓澄・田中卓の両氏によるものが最も網羅的であり、中でも次の点が有力な批判として挙げられよう。

1 天智―天武、天武―持統、元正―聖武という非直系継承が「不改常典」法に反する。

田村・田中氏は、「不改常典」法に反する非直系継承として、これらのほかに孝謙―淳仁、淳仁―称徳なども挙げている。<sup>(27)</sup>ただし、「不改常典」法が聖武讓位宣命以降に現れなくなるのは、それが破られて「不改常典」ではなくなく、皇位継承を正当化し得なくなったからだと解する余地もある。もしそうであるならば、聖武讓位宣命以降、「不改常典」法に反する皇位継承が行われた可能性は十分に想定される。よって、明らかに直系継承法説の矛盾と称し得る非直系継承は、「不改常典」法の制定者とされる天智の死去から「不改常典」法が最後に現れる聖武讓位宣命の発布までの、天智―天武、天武―持統、元正―聖武の三例に限定される。

その他の両氏の批判としては、高市皇子死後の皇太子選定会議における、「我国家為<sub>レ</sub>法也、神代以来、子孫相承、以襲<sub>二</sub>天位<sub>一</sub>。若兄弟相及、即乱從<sub>レ</sub>此興。仰論<sub>二</sub>天心<sub>一</sub>、誰能敢測。然以<sub>二</sub>人事<sub>一</sub>推<sub>レ</sub>之、聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎」との葛野王の発言において、直系継承の正当性が主張されていながら「不改常典」法への言及がみられないという点、<sup>(29)</sup>文武の即位が元明即位宣命では「不改常典」法によって正当化されている一方、当の文武即位宣命には「不改常典」法が現れないという点、<sup>(30)</sup>などがある。ただし、これらの二点に対して、「不改常典」法は元明即位時に新たに創出されたため、それ以前に「不改常典」法が言及されないのは当然である、との天智仮託説からの反論が提起されている。即ち、直系継承法説・天智仮託説は、天智実定説に対する批判としては、上記二点の指摘の有効性を認めるのである。<sup>(31)</sup>これにより、論点は「不改常典」法の内容から成立経緯（天智実定説／天智仮託説）へと移っていくのだが、内容と同様、成立経緯についても諸説は未だ一致をみない。ちなみに、田中氏は、聖武から孝謙への讓位が聖武讓位宣命の「不改常典」法で正当化されているものの、そのような女帝の出現が「不改常典」法に規定されていたか疑わ

しいとするが、<sup>(32)</sup>聖武―孝謙は紛れもなく直系継承であるから、直系継承法説に対する批判としては当たらない。

しかしながら、天智―天武、天武―持統、元正―聖武の非直系継承が「不常典」法に反するという点は、天智実定説／天智仮託説のいずれに立脚したとしても、直系継承法説の矛盾だと言わざるを得ない。即ち、仮に「不常典」法が元明即位時に創出されたとしても、壬申の乱を経た天武の即位が直系継承法たる「不常典」法に反していることは明白で、元明即位宣命に接した官人らがそのような矛盾に気づかないはずはない。さらに、元明の即位以降も、元正―聖武が伯母から甥への継承であるにもかかわらず、「不常典」法によって正当化されているのは不自然である。これに対して、「不常典」法は、天武―(草壁)―文武―聖武という限定的な直系継承を規定(主張)したものである、との反論も想定される。ただし、天智が天武(草壁)系皇統に限定された直系継承を図るということの必然性がない(天智実定説)。また、そのような必然性がないことは元明即位時から明らかであるため、持統―文武を正当化する文言としては説得力を欠く(天智仮託説)。以上の批判に加え、本稿では次の三点(第二―四項)を指摘したい。

## 2 文武―元明という尊属への直系継承が「不常典」法に反する。

田村・田中氏によれば、文武の遺詔を受けた元明の即位は、子から親への継承であるから「不常典」法に反するとされる。<sup>(33)</sup>ここで、「不常典」法の直系継承規定がいわば文理解釈される、もしくは直系継承主義が文字通り解釈される場合を想定したい。即ち、「不常典」法の「皇位は親子間で継承される」という規定、もしくは「皇位は親子間で継承されるべきである」という主張を吟味すれば、文武―元明は、子から親への継承だが親子間のそれであることには疑いないため、「不常典」法には反しないとの見方もあり得る。しかし、そのような解釈は成立せず、両氏の指摘を補強する形で以下に詳論する。

まず、直系継承法説の次のような前提を確認したい。つまり、天智は息子の天友皇子を後継に指名したため、その即位を磐石なものとするべく「不常典」法を制定した(天智実定説)、あるいは天智が息子の天友を後継に指名した過

去の事実を踏まえて、同じく直系継承である文武―元明を正当化すべく、元明が「不改常典」法を創出した（天智假託説）、という制定（創出）の動機である。天智による大友の後継指名は、重臣五人（蘇我赤兄臣・中臣金連・蘇我果安・巨勢人臣・紀大人臣）に対して大友の補佐を命じたとされる「天皇詔」<sup>34</sup>が論拠として挙げられることが多い。<sup>35</sup>その論拠の当否はさておき、仮に天智が上記のような意図から「不改常典」法を制定した場合（天智実定説）、その直系継承法としての趣旨は、あくまで天智―大友のような卑属への直系継承を正当化することであり、その具体的な規定は「皇位は親から子へ継承される」というものであったに違いない。もしくは、元明が「不改常典」法を創出した場合（天智假託説）、舒明・斉明の死後に即位した天智に尊属への直系継承の余地がないことは、元明即位の時点から天智朝を回顧しても明らかである。よって、制定者が天智に假託される以上、尊属への直系継承をも正当化するものとして「不改常典」法を創出・解釈することは困難である。さらに、直系継承を正当とする観念が「不改常典」法の現れる元明―聖武朝に存在したことは、元明・元正にそれぞれ撰上された『古事記』・『日本書紀』の皇（王）統譜や、前掲の『懐風藻』葛野王伝における「神代以来、子孫相承、以襲天位」との記述から確実視されるが、子から親への継承が「子孫相承」に当たらないように、尊属への直系継承までも正当とみなされていたかは甚だ疑問である。このように、「不改常典」法が直系継承法であったとしても、それは卑属への直系継承を「与天地共長与日月共遠不改常典」とするものであるから、文武―元明は「不改常典」法に反すると言わざるを得ない。なお、元明即位宣命の「不改常典」法は、文武の讓位自体を正当化するものではないとも指摘されるが、文武の讓位の「詔命」を受けて即位する旨（第二段）が「不改常典」法（第一段）の直後に言及されているため、文武―元明が「不改常典」法を逸脱するものであったとは考え難い。

さらに付言すると、もし「与天地共長与日月共遠不改常典」であるほどの直系継承規定（直系継承主義）が存在した（主張された）ならば、先帝文武の早逝後、残された直系卑属たる首皇子がいかに幼少であったとしても、その即

位は免れ得ないのではないだろうか。あるいは、元明などが首皇子の成長を待つて称制を行うことで、直系継承法に反した非直系継承を回避することも可能であっただろう。つまり、直系継承法が「不改常典」である以上、平安期や中国の歴代王朝にみられる幼帝の即位、もしくは皇太后やそれに準ずる者による称制（「中継ぎ」としての即位ではなく）をもつてして、それは厳格に遵守されねばならないはずである。しかしながら、実際には「可久賜時<sup>尔</sup>、美麻斯親王<sup>乃</sup>齡<sup>乃</sup>弱<sup>尔</sup>、荷重<sup>波</sup>不堪<sup>自</sup>所念坐而、皇祖母坐<sup>志々</sup>、掛畏<sup>岐</sup>我皇天皇<sup>尔</sup>授奉<sup>岐</sup>」（聖武即位宣命）とあるように、文武は、首皇子の若年を理由に元明への譲位を望んだ。即ち、首皇子の即位や元明などの称制を命じるのではなく、元明への譲位を図ることによって、文武は自身の正統性の源泉であるはずの「不改常典」法を反故にしようとしたと言える。また、元明について言えば、「告以<sup>依</sup>遺詔撰<sup>万</sup>機<sup>之</sup>状<sup>上</sup>」<sup>(37)</sup>がまさに称制とみられることから、首皇子が即位の適齢を迎えるまで称制を継続することで、幼帝の回避と「不改常典」法の遵守を両立できたはずである。現に、草壁の成長を待つて足掛け四年も称制を続けた持統という前例もあった<sup>(39)</sup>。にもかかわらず、元明は称制開始の翌月には早くも即位し、尊属への直系継承を含意しない「不改常典」法に反しているのである。ただし、以上の議論は天智実定説を前提としているため、文武は元明への譲位が「不改常典」法に反するとは自覚しようがない、との天智仮託説からの反論もあり得る。しかし、天智仮託説に立った場合でも、文武が元明への譲位を図ったという事実は、その後「皇祖母坐<sup>志々</sup>、掛畏<sup>岐</sup>我皇天皇<sup>尔</sup>授奉<sup>岐</sup>」（聖武即位宣命）と明示されており、「不改常典」法との矛盾が露呈した形になっているのは不自然である。

### 3 元明・元正という卑属への直系継承が「不改常典」法に依拠していない。

まず、元明譲位詔（『続日本紀』靈龜元年九月庚寅条）を抄出する。

（前略）今精華漸衰、耄期斯倦、深求<sup>二</sup>閑逸<sup>一</sup>、高踏<sup>二</sup>風雲<sup>一</sup>。積<sup>レ</sup>累遺<sup>レ</sup>塵、將<sup>レ</sup>同<sup>二</sup>脱屣<sup>一</sup>。因<sup>レ</sup>以<sup>二</sup>此神器<sup>一</sup>、欲<sup>レ</sup>讓<sup>二</sup>皇太子<sup>一</sup>、而

年齒幼稚、未<sub>レ</sub>離<sub>二</sub>深宮<sub>一</sub>、庶務多端、一日万機。一品水高内親王、早叶<sub>二</sub>祥符<sub>一</sub>、夙彰<sub>二</sub>德音<sub>一</sub>。天縱寬仁、沈靜婉嬖、華夏載佇、謳訟知<sub>レ</sub>歸。今伝<sub>二</sub>皇帝位於内親王<sub>一</sub>。（後略）

この中で、元正への讓位の理由として、自身の老衰、首皇子の若年、元正の人格的素質が挙げられている。しかし、直系繼承を正当化するはずの「不改常典」法ばかりか、「元明が元正の親（母）である」、もしくは「元正が元明の子（娘）である」という直系血族としての元明と元正の関係には、一切言及されていない。これは、「朕欽承<sub>二</sub>禪命<sub>一</sub>、不敢推讓」。履<sub>レ</sub>祚登<sub>レ</sub>極、欲<sub>レ</sub>保<sub>二</sub>社稷<sub>一</sub>。（後略）<sup>40</sup>とある元正即位詔においても同様である。もし「不改常典」法が直系繼承法であるならば、少なくとも元明讓位詔・元正即位詔のいずれかの中では、それが現れて然るべきである。ただし、元明―元正が「不改常典」法に依拠していないのは、後述の通り、天皇大権説の難点でもある。

#### 4 桓武による早良親王立太子が「不改常典」法に反する。

桓武は即位の翌日、同母弟早良親王を立太子した。<sup>41</sup>これは、自身から早良親王への兄弟繼承を予定したものと言え、ため、仮に「不改常典」法が直系繼承法であるならば、天智を祖と仰ぐ桓武が天智の定めた「不改常典」法を将来的に反故すると宣言したことになる。この点は押部佳周氏や田村氏も指摘しているが、やや簡易な言及にとどまるため、以下に詳述する。

まず、桓武自身は「不改常典」法の内容を十分理解していたことが予想される。『続日本紀』の桓武朝における修史では、光仁朝に一旦提出された文武朝から天平宝字元年（実際には天平宝字二年七月）までの歴史が再訂され、既に奏進されていた天平宝字二年八月から延暦十年までの二十巻と合わせることで、『続日本紀』が完成した。このように、桓武が再訂を命じてまで修史事業を推進したのは、自らを実質的な新王朝の確立者と位置づけ、それにふさわしい史書の編纂を図ったからだ<sup>42</sup>とされる。そのような姿勢は、自らの治世をも修史の対象としたことに端的に現れてお

り、早良親王の廢太子・死去を巡る卷第三十八の記事を「破却」<sup>(44)</sup>させている。故に、「不改常典」法の現れる元明・聖武朝の記事が再訂対象となつていたり、長屋王の誣告記事が桓武朝の修史で挿入された可能性も勘案すれば、<sup>(45)</sup>桓武が「不改常典」法の意味する内容を把握していなかったとは考え難い。

また、「不改常典」法の内容が、桓武即位時には既に不明になつていたとも思われない。何故ならば、桓武即位宣命の「天智の初め定めた」法は、「不改常典」法から「不改常典」の形容句のみを除いたもので、それは「不改常典」法の内容の理解に基づく意図的な改変であつたとみられるからである。そもそも、桓武の即位は、「不改常典」法が最後に現れる聖武讓位宣命の發布から三十二年しか経つておらず、聖武讓位宣命と桓武即位宣命のいずれにも接した官人は少なくないと考えられる。よつて、「不改常典」法の内容が、その間に忘失に遭つた可能性は低い。

さらに、桓武は、「今国忌稍多、親世亦尽。一日万機、行事多滞。請、親尽之忌、一從省除」<sup>(46)</sup>との太政官の奏言を容れ、国忌を天智・施基皇子・紀橡姫・光仁・高野新笠・聖武・藤原乙牟漏の七忌に縮小・整理している。<sup>(47)</sup>これらの七名への比定を疑問視する見解もあるが、<sup>(48)</sup>こうした国忌の省除を通じて、桓武が天智の顕彰を志向したことは疑いない。

以上の諸点を踏まえると、『続日本紀』の修史事業における強力なイニシアチブのもと、桓武は「不改常典」法の内容を十分に理解していた可能性が高く、仮に「不改常典」法が聖武讓位宣命以降に破られたとしても、天智系皇統を称揚する桓武自身が「不改常典」法に反する余地はない。翻つて、早良親王立太子は兄弟継承を予告したものにほかならず、やはり直系継承法説の矛盾だと言わざるを得ない。これに対しては、次のような反論も想定される。つまり、桓武が新たに創出した「天智の初め定めた」法は、「不改常典」の形容句を省くことで直系継承法とは異なる意味が付与されたものであるから、早良親王立太子は、必ずしも「不改常典」法に反するとは言えない、との指摘である。だが、早良親王の立太子宣命（天応元年四月壬辰〔四日〕条）は、「天智の初め定めた」法が初出する桓武即位宣命

(同月癸卯〔十五日〕条)の十一日前に発せられている。従って、もし「不改常典」法が非直系継承法たる「天智の初め定めた」法として再解釈されたとしても、早良親王立太子の方が時間的に先行しているため、将来的な「不改常典」法からの逸脱が立太子宣命で宣言されたことには変わりないのである。

### (三) 先行の天皇大権説の問題点

天皇大権説は倉住氏によって初めて提唱された後、中西氏が同説の論拠を子細に検討され、仁藤・熊谷・大町の各氏なども独自の視点から詳論している。天皇大権説も直系継承法説と同様、様々な見解を含むが、以下のような立論においては概ね一致する。即ち、文武即位宣命には、「此天津日嗣高御座之業<sup>止</sup>、現御神<sup>止</sup>大八嶋国所知倭根子天皇命、授賜<sup>比</sup>負賜<sup>布</sup>貴<sup>支</sup>高<sup>支</sup>広<sup>支</sup>厚<sup>支</sup>大<sup>支</sup>命<sup>乎</sup>受賜<sup>利</sup>恐<sup>坐</sup>焉<sup>焉</sup>、此<sup>乃</sup>食国天下<sup>乎</sup>調賜<sup>比</sup>平賜<sup>比</sup>、天下<sup>乃</sup>公民<sup>乎</sup>惠賜<sup>比</sup>撫賜<sup>比</sup>牟<sup>止</sup>」<sup>(49)</sup>とあるように、文武の即位が先帝持統の譲位の意思に基づくこととされている。そのような持統—文武が、元明即位宣命では「不改常典」法で正当化され(第一段)、さらには聖武即位・譲位宣命でも、先帝元正・聖武の意思に基づく聖武・孝謙の即位がいずれも「不改常典」法に依拠している。故に、「不改常典」法とは、「先帝の意思に基づく皇位継承を正当とするもの」と結論づけるのである。なお、「不改常典」法の成立経緯としては、「天皇疾病弥留。勅喚<sup>二</sup>東宮<sup>一</sup>、引<sup>二</sup>入臥内<sup>一</sup>、詔曰、朕疾甚。以<sup>二</sup>後事<sup>一</sup>属<sup>レ</sup>汝、云云<sup>(50)</sup>」や「天皇勅<sup>二</sup>東宮<sup>一</sup>、授<sup>二</sup>鴻業<sup>一</sup>」<sup>(51)</sup>という天智の大海人皇子に対する禪譲の意思表明が、元明即位時に「不改常典」法として再解釈されたとみなされる場合が多い(天智仮託説<sup>(52)</sup>)。本稿も、基本的には以上の理解に従うものだが、佐藤宗諄・中西氏の所説には次のような疑問も生じる。

まず、佐藤宗諄氏は、「不改常典」法を、「先帝の意思にもとづいて(一般的にはその生前に)皇位を譲ること、すなわち譲位を『法』的に認めようとしたもの<sup>(53)</sup>」とする。しかし、文武—元明は、生前譲位ではなく文武の「遺詔」を踏まえた即位であるから、もし「不改常典」法が譲位のみを認めたものであるならば、それに反することとなってしまう。

対して、中西氏は、死後に示される先帝の意思としての遺詔に着目する。即ち、「持統が目指した軽への継承は、天武ないしは草壁の遺志であったとも考えられる」とした上で、元明は、「『不改常典の法』」遺詔にかなう文武の即位に言及して、自らの即位も文武の遺詔として正当性を表明した」とする<sup>(54)</sup>。既述の如く、文武―元明は、「不改常典」法を逸脱するものではあり得ない。従って、元明即位宣命で等しく言及される持統―文武と文武―元明が、遺詔という同一の根拠から正当化されていたとする中西氏の視角は継承すべきだろう。しかしながら、持統の譲位は明らかに生前のそれであるため、元明の即位が文武の遺詔に基づくように、文武の即位もまた天武ないし草壁の遺詔を受けたものだと、強いて解釈する必要はない。ちなみに、同氏は、生前譲位の場合は太上天皇が正当性の根源となるから「不改常典」法を持ち出す必要はないとするが、元明即位宣命では、明らかに持統―文武の生前譲位が「不改常典」法に基づくとされており、従い難い。

以上、譲位や遺詔に限定せず、広く「讓位・立太子・遺詔などの手段による『先帝の意志』による皇位継承<sup>(55)</sup>」として「不改常典」法を解するならば、文武・元明の即位は、いずれも「不改常典」法の想定する皇位継承の範疇に含まれることとなる。

#### (四) 天皇大権説批判に対する反論

天皇大権説に対する批判は、主として直系継承法説から提起されており、天皇大権説からの反論は、管見の限り、未だなされていない。よって、本節では、以下の二点の天皇大権説批判に対して反論を試みる。

1 先帝の意思に基づく文武―元明、元明―元正、孝謙―淳仁、称徳―光仁が「不改常典」法に依拠していない。

この点は、天皇大権説に対する最も一般的な批判である。即ち、即位に先立つものとして遺詔・讓位・遺詔による立太子という違いはあるものの、上記の皇位継承はいずれも先帝の意思に基づくため、讓位宣命ないし即位宣命で

「不改常典」法が持ち出されて然るべきとの指摘である。このうち、元明—元正については次節で後述する。

(1) 文武—元明

前節までの議論を踏まえると、元明即位宣命の「不改常典」法は、文武—元明をも間接的に正当化しており、第二段に「不改常典」法がみえないのは、単にその再掲を避けたからだと考えられる。文武は、讓位の理由を「大命<sub>不</sub>坐<sub>世</sub>」、つまり「天皇たる自らの」大命であるから」としているが、これは、先帝の意思に基づく皇位継承を正当とする「不改常典」法を念頭に置くものだったと推測される。もしくは、文武は現に「不改常典」法を元明に語ったが、元明即位宣命で引用される際、第一段との重複を避けるべく省略された可能性も否めない。

(2) 孝謙—淳仁

聖武太上天皇は、その死にあたり、「以<sub>二</sub>中務卿從四位上道祖王<sub>一</sub>為<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>」<sup>(58)</sup>との遺詔を示し、道祖王を皇太子に指名した。しかし、道祖王はその翌年、「身居<sub>二</sub>諒闇<sub>一</sub>、志在<sub>二</sub>淫縱<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>教勅<sub>一</sub>、曾<sub>レ</sub>无<sub>二</sub>改悔<sub>一</sub>」<sup>(59)</sup>という理由から廢太子に遭った。立太子・廢太子とは、あくまで皇位継承候補者の決定・更迭であり、皇位継承それ自体ではない。よって、「不改常典」法が初出する元明即位宣命以降の首皇子・基（某）王・阿倍内親王・道祖王のいずれの立太子に際しても、皇位継承法としての「不改常典」法は言及されていない。しかしながら、天皇自らが指名した皇太子ではなく、太上天皇の指名を経て立てられた皇太子を廢するというのは、先帝の意思に基づく皇位継承の可能性を完全に排除することに等しい。よって、道祖王廢太子で反故とされた「不改常典」法は、皇位継承を正当化し得るだけの権威を喪失したために、孝謙—淳仁はそれに依拠しなかったと考えられる。

これに対して、「不改常典」法の標榜する先帝の意思は、現天皇のそれを指し、太上天皇の意思（あるいは遺志）は含まれないとする見方も可能だろう。しかしながら、天皇と太上天皇は、現実の権力関係はさておき法的には同等の地位を有するとされたことが、まずもって指摘されねばならない。即ち、養老儀制令1天子条には「天子。〈祭祀所<sub>レ</sub>

称。〕天皇。〔詔書所稱。〕皇帝。〔華夷所稱。〕陛下。〔上表所稱。〕太上天皇。〔讓位帝所稱。〕乘輿。〔服御所稱。〕車駕。〔行幸所稱。〕と、天皇に対する尊称として「太上天皇」が併記され、同3皇后条には「凡皇后皇太子以下、率土之内、於太上天皇上表、同称臣妾名」とあるように、天皇と太上天皇が同格の君主として位置づけられている。明法家もまた、「天皇與太上天皇同列之人也」との解釈を示している。ただし、詔書での太上天皇の称号については、「太上天皇不見行詔書。豈有何煩乎」と解されていることから、太上天皇の文書行政上の権能は否定されている。<sup>63</sup>だが、公式令の証書式・勅旨式に基づく文書発給が太上天皇に認められていないという点は、強制力において太上天皇の意思が天皇のそれに劣る、即ち、遺詔を含む太上天皇の「詔」(口勅)が天皇の詔勅で撤回され得ることまでは含意しない。

また、飛鳥浄御原令による皇太子制の成立以降、<sup>64</sup>皇太子の指名は、原則として天皇が行うべきものだったと考えられる。軽皇子は、前掲の『懐風藻』葛野王伝の記述に従えば、葛野王の発言により立太子に至ったため、持統の排他的な指名を経たわけではない。しかし、首皇子については、「立為皇太子」と指名者が明示されていないものの、元明が皇太子に指名したことは確かだろう。さらに、「宜立為皇太子」や「立阿倍内親王為皇太子」とあるように、聖武は元正太上天皇の政治的後見を受けていたにもかかわらず、自ら基(某)王・阿倍内親王を皇太子に指名している。従って、道祖王立太子は、太上天皇の指名を経たという点で極めて異例である。また、元正太上天皇は、阿倍内親王に五節舞を奉納させることで女性皇太子としての正統性を保証した一方、<sup>69</sup>聖武太上天皇は皇太子の指名自体を行うことよって、元正以上に皇太子の正統性を保証したと言えよう。加えて、孝謙の即位から聖武の死去まで、皇太子の座が七年間も空位であったという点も特筆に値する。これらは、孝謙による主体的な立太子が相当程度困難であったということや、皇位継承にかかわる聖武太上天皇の権威が孝謙のそれを上回っていたということをうかがわせる。

さらに、孝謙天皇と聖武太上天皇の現実の権力関係に目を転じれば、「大臣飲<sub>レ</sub>酒之庭、言辭無<sub>レ</sub>礼。稍有<sub>二</sub>反状<sub>一</sub>云々<sup>(71)</sup>」という橘諸兄の暴言に対する処置が目される。即ち、聖武太上天皇は、諸兄を「優容不<sub>レ</sub>咎」と不問に付したものの、孝謙はその後、佐伯美濃麻呂や佐伯全成を喚問しており、追及の手を緩めていない。このことから、孝謙は聖武による不問を黙認せざるを得なかったと推測され、聖武太上天皇の意思は事実上、孝謙のそれに優先したと言える。

以上、天皇と太上天皇は法的に同等の地位を有した点、聖武太上天皇は皇太子の指名を通じて実質的に立太子を主導した点、聖武太上天皇は現実の権力関係において孝謙天皇に優越していた点を勘案すれば、「不改常典」法が標榜する先帝の意思は、少なくとも孝謙天皇の治世下では、当然に太上天皇の意思（あるいは遺志）をも含むものだったと考えられる。換言すれば、孝謙―聖武という個別の天皇―太上天皇関係においては、皇位継承の天皇大権は太上天皇にも留保されるものとして、聖武の生前・死後を問わず解された余地がある。故に、先帝聖武の意思を覆す道祖王廢太子は、「不改常典」法に反するものと言える。

道祖王廢太子が「不改常典」法に反するとの見方には、次のような反駁も想定される。孝謙が淳仁を廢位する際の宣命には、「天下<sub>方</sub>朕子<sub>伊末之仁</sub>授給。事<sub>乎</sub>云<sub>方</sub>王<sub>乎</sub>奴<sub>止</sub>成<sub>止</sub>奴<sub>乎</sub>王<sub>止</sub>云<sub>止</sub>。汝<sub>乃</sub>為<sub>乎</sub>未<sub>仁</sub>。仮令後<sub>帝</sub>立<sub>天</sub>在人<sub>伊</sub>。立<sub>乃</sub>後<sub>仁</sub>。汝<sub>乃</sub>多<sub>无</sub>礼<sub>天</sub>不<sub>從</sub>。在<sub>乎</sub>人<sub>方</sub>帝<sub>乃</sub>位<sub>仁</sub>置<sub>止</sub>不得<sub>止</sub>」<sup>(72)</sup>とあり、またいわゆる宇佐八幡神託事件後の宣命にも、「此帝<sub>乃</sub>位<sub>止</sub>云<sub>物</sub>波<sub>天</sub>。天<sub>乃</sub>授不<sub>給</sub>人<sub>尔</sub>授<sub>方</sub>保<sub>毛</sub>已<sub>止</sub>不得<sub>止</sub>。亦<sub>變</sub>天<sub>身</sub>減<sub>流</sub>奴<sub>物</sub>曾<sub>我</sub>立<sub>天</sub>在人<sub>止</sub>云<sub>毛</sub>。汝<sub>我</sub>心<sub>尔</sub>不能<sub>止</sub>知<sub>目</sub>尔<sub>見</sub>天<sub>乎</sub>改<sub>天</sub>立<sub>乎</sub>事<sub>方</sub>心<sub>乃</sub>麻<sub>尔</sub>麻<sub>尔</sub>世<sub>与</sub>止<sub>命</sub>支<sub>止</sub>」<sup>(74)</sup>とあるように、孝謙（称徳）は、聖武から皇位継承に関して一任された旨の遺詔を示している。これらの遺詔は、現天皇たる孝謙の自由意志に基づく立太子・廢太子や讓位・廢位を可能とするものであるから、天皇大権説の主張する「不改常典」法の内容を述べたものにほかならない。よって、道祖王廢太子は、むしろ「不改常典」法に即したものだとの指摘である。

しかしながら、皇位継承を巡る孝謙の裁量を認めた聖武の遺詔は、以下の三点を理由として孝謙による偽作である可能性が高い<sup>(75)</sup>。第一に、もし聖武がそのような遺詔を与えていたとするならば、孝謙は道祖王廃太子・大炊王立太子の際、まずもってそれを明示したはずである。何故ならば、道祖王立太子という当初の遺詔を覆すには、その廃太子もまた聖武の遺詔に基づくということが、何よりも有力な根拠となるからである。確かに、孝謙は「以示先帝遺詔、因問廢不之事」<sup>(76)</sup>と、「群臣」(藤原豊成・藤原仲麻呂・紀麻路・多治比広足・文屋智努など)<sup>(77)</sup>に「遺詔」を示しているが、これが委任に関するものであるかは定かでない。少なくとも、当時孝謙が発した二つの勅においては、「前者、立道祖王、而不順勅教、遂縱淫志」や、「而王諒闇未終、陵草未乾、私通侍童、無恭先帝居喪之礼、曾不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>憂。機密之事、皆漏<sub>二</sub>民間<sub>一</sub>。雖屢勅教、猶無<sub>二</sub>悔情<sub>一</sub>。好用<sub>二</sub>婦言<sub>一</sub>、稍多<sub>二</sub>佞戾<sub>一</sub>。忽出<sub>二</sub>春宮<sub>一</sub>、夜独婦<sub>レ</sub>舍。云、臣為人拙愚、不堪<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>重」という道祖王の素行不良に加え、「朕之住屋承塵帳裏、現<sub>二</sub>天下太平之字<sub>一</sub>、灼然昭著」、即ち廃太子が神意に適うことが強調されている。翻って、孝謙は、皇位継承に関して聖武から委ねられた旨には一切言及していないのである<sup>(78)</sup>。仮に群臣に示された遺詔が孝謙への委任を説くものであったとしても、大炊王立太子の勅に続いて「百官詣<sub>二</sub>朝堂<sub>一</sub>、上<sub>二</sub>表<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>賀<sub>二</sub>瑞字<sub>一</sub>」<sup>(79)</sup>とあるため、勅のみを知る大多数の官人にとって、道祖王廃太子は依然として聖武の遺詔を覆すものと理解されたに違いない。その後、委任の遺詔は、道祖王廃太子から七年が経過した淳仁廃位の際に明示され、さらに五年後の宇佐八幡神託事件に至ってようやく、「朕<sub>我</sub>立<sub>天</sub>在人<sub>止</sub>云<sub>止</sub>。汝<sub>我</sub>心<sub>亦</sub>不能<sub>止</sub>。知<sub>目</sub>亦<sub>見</sub>天人<sub>波</sub>改<sub>天</sub>立<sub>事</sub>方<sub>心</sub>乃<sub>麻</sub>麻<sub>尔</sub>世<sub>与</sub>」<sup>(80)</sup>と、道祖王廃太子が遺詔で正当化されたのである。このように、委任の遺詔が道祖王廃太子・大炊王立太子の時点で明示されていないという点は、それが淳仁廃位のため、さらには宇佐八幡神託事件後の皇位篡奪の策動を戒めるための虚言ないし強弁であったことを示唆する。

第二に、淳仁即位と同日、孝謙や光明子に尊号を奉る百官の上表文には、「皇太后、(中略)遂乃欽承<sub>二</sub>顧命<sub>一</sub>、議<sub>二</sub>定<sub>二</sub>皇儲<sub>一</sub>」<sup>(80)</sup>とあり、光明子が大炊王立太子の主体として明確に位置づけられている。他方、孝謙の治績が述べられる中

では、「暨乎国絶<sub>三</sub>皇嗣、人懷<sub>二</sub>彼此。降<sub>三</sub>天尊於人願、鳴謙克光」との表現がわずかに大炊王立太子を示唆しており、光明子に向けた「議<sub>二</sub>定皇儲<sub>一</sub>」とは対照的である。さらに、淳仁の父舍人親王に崇道尽敬皇帝と追号し、母当麻夫人に大夫人、兄弟姉妹に親王の称号を与えた際にも、光明子は「吾子為<sub>皇</sub>皇太子<sub>止</sub>定<sub>皇</sub>先奉昇於君位畢<sub>皇</sub>」と大炊王立太子の自覚を滲ませ、淳仁自身もまた「朕又念<sub>皇</sub>前聖武天皇<sub>乃</sub>皇太子定賜<sub>皇</sub>」と、光明子によつて皇太子に立てられたとの認識を示している。<sup>(81)</sup>これらの光明子が大炊王立太子の主体と位置づける記述は、道祖王廢太子・大炊王立太子が、委任の遺詔が説くような孝謙の専権事項ではなかったことをうかがわせる。<sup>(82)</sup>

第三に、『日本靈異記』下巻第三十八縁によれば、聖武は藤原仲麻呂に対して、孝謙と道祖王による共治体制の支持を誓約させている。

（前略）諸樂宮廿五年治<sub>三</sub>天下<sub>一</sub>勝宝応真聖武太上天皇、召<sub>二</sub>於大納言藤原朝臣仲麿<sub>一</sub>、而御前居詔之、朕子阿陪内親王与<sub>三</sub>道祖親王<sub>二</sub>、二人以之、令<sub>レ</sub>治<sub>三</sub>天下<sub>一</sub>欲、云<sub>三</sub>何是語<sub>一</sub>宜受不也、仲丸答曰、甚勝能、御語受白之、時天皇祈御酒令<sub>レ</sub>飲、令<sub>レ</sub>誓而詔、若朕遺勅失之者、天地相<sub>レ</sub>（下）に惡、被<sub>二</sub>大厲<sub>一</sub>、汝今可<sub>レ</sub>誓、時仲丸誓曰之、若我後世違<sub>二</sub>勅詔<sub>一</sub>之者、天神地祇<sub>レ</sub>（下）に惡、嗔、而被<sub>二</sub>太災<sub>一</sub>、破<sub>レ</sub>身滅<sub>レ</sub>命、如<sub>レ</sub>是令<sub>レ</sub>誓、酒令<sub>レ</sub>飲、祈禱已訖、然而後、天皇崩之後、如<sub>二</sub>彼遺勅語<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>道祖親王<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>儲君<sub>一</sub>、<sup>（後略）</sup>

この中で、「勝宝応真聖武太上天皇」や「大納言藤原朝臣仲麿」は、孝謙即位後の聖武や仲麻呂に対する呼称だが、他方、聖武の詔には「朕子阿陪内親王」とみえる。もしこのような誓約が聖武天皇・阿倍内親王の時代に行われたならば、孝謙即位後には道祖王が間髪なく立太子し、聖武の詔に従つて孝謙と政務を分担したはずである。だが、正史たる『続日本紀』によれば、道祖王は聖武死後に立太子しており、また立太子以前にも孝謙と「天下を治」めた形跡

はない。よって、孝謙天皇・聖武太上天皇下で誓約されたものと考えられるが、「阿陪内親王」という呼称が問題となる。さらに、道祖王が「道祖親王」とされている点も看過できない。ただ、上記箇所冒頭には「勝宝応真聖武太上天皇」とあるにもかかわらず、下文には「時天皇祈御酒令飲」や「然而後、天皇崩之後」とあるように、聖武は死去に至るまで「天皇」と称されている。よって、「阿陪内親王」や「道祖親王」についても、単に撰述上の不注意あるいは呼称に対する撰者の関心の欠如に起因するものと考えられ、それらをもってして、直ちに記述自体の信憑性を否定することは妥当でない。無論、『日本靈異記』の説話集としての史料的人格には注意を要するが、明確な年代や固有名詞を伴って著名人が現れる説話は、たとえ正史との差異があったとしても史料が利用されている蓋然性が強いとの指摘に従えば、<sup>(83)</sup>下巻第三十八縁は概ね史実を反映したものとみるべきだろう。よって、第三者の仲麻呂が誓約を求められているという点は、共治体制が当事者同士では容易に解消され得るものでなく、また道祖王が皇太子として適格であると聖武が確信していたことを示唆する。よって、孝謙からの一方的な道祖王廢太子が、聖武の遺詔で事前に認められていたとはおよそ考え難い。

結論として、孝謙・淳仁が「不改常典」法に依拠していない（孝謙讓位宣命や淳仁即位宣命などに「不改常典」法が現れない）のは、先帝聖武の意思を覆す道祖王廢太子で「不改常典」法が反故とされ、それによる孝謙・淳仁の正当化が忌避されたからである。そして、「不改常典」法が既に破られた以上、孝謙（称徳）は淳仁廢位や宇佐八幡神託事件に際して、皇位継承を巡る自らの裁量を認めた聖武の遺詔を偽作したものと推測される。なお、道鏡に讓位すべく、孝謙が「不改常典」法ではなく「令道鏡即皇位、天下太平」という神託を持ち出したのも、やはり「不改常典」法が「不改常典」ではなくなり、讓位を正当化し得るだけの権威を既に失っていたという点が考慮されたからではないだろうか。<sup>(84)</sup>

## (3) 称徳—光仁

称徳—光仁が「不改常典」法によって正当化されていない（光仁即位宣命などに「不改常典」法が現れない）のも、孝謙—淳仁の場合と同様、「不改常典」法が既に「不改常典」ではなくなっていたから、という理由で説明できる。よつて、光仁即位宣命に「此食国天下之業<sup>手</sup>拙劣朕<sup>尔</sup>被賜而仕奉<sup>止</sup>負賜授賜<sup>後</sup>」<sup>(85)</sup>とあるように、光仁の即位が称徳の意思に基づくと強調されているものの、露骨に「不改常典」法を掲げることは避けられている。また、『日本紀略』百川伝における、白壁王が藤原百川らによる称徳の宣命の偽作を経て立太子したとの記述を認めれば、<sup>(86)</sup>光仁の即位はそれ自体が「不改常典」法に反することとなり、やはり即位宣命に「不改常典」法が示される余地はない。

2 大海人皇子の禪讓の辞退が「不改常典」法に反する。また、大海人皇子への禪讓は天智の本意でないから、「不改常典」法の淵源となり得ない。

これらのうち、前者は佐藤長門氏の批判<sup>(87)</sup>、後者は水谷氏の批判<sup>(88)</sup>が、相互に関連するため一括して論じる。まず、前者に関して、天智は大海人の即位の辞退を「天皇許焉」・「天皇聽之」と認めているから、先帝天智の意思が覆された、即ち大海人が「不改常典」法に反したとは言えない。そもそも、大海人は壬申の乱を経て即位しているため、結果的に天智の当初の意図は実現したことになる。もし天智が大海人への禪讓を強く望んだならば、皇極が軽皇子に再三即位を求めたように<sup>(90)</sup>、一旦辞退された後も二度、三度とその意思を告げたはずである。しかし、実際には大海人の辞退や出家を容易に認めていることから、その即位は、もとより天智の強い希望ではなかったのだろう。ただし、後者の批判に関して、それが天智の本意でなかったとする理解には従えない。もし天智が本意ではなく「隠謀」によって、大海人が即位を受諾したら殺害しようと企んでいたならば、壬申の乱や天武の即位の正当化が要請された『日本書紀』にはその旨が必ず明記されるはずだが、そのような記述は確認できない<sup>(91)</sup>。よつて、大海人への禪讓を告げた天智の詔を「不改常典」法の淵源と位置づけることに、何ら支障はないと言える。ちなみに、大海人以降では、元明も

当初は即位を固辞したが、結果的に先帝文武の意思（遺詔）に従って即位しているため、「不改常典」法に反したことはない。

なお、「不改常典」法の成立経緯（天智実定説／天智仮託説）については、『懐風藻』葛野王伝の史料的性格や、元明即位時の議政官（穗積親王・石上麻呂・藤原不比等・大伴安麻呂）が「不改常典」法の仮託・創出を承認し得るかといった点など、検討すべき事項が多岐にわたるため、本稿では詳論を控える。ただし、以上の議論を踏まえると、天智仮託説が妥当だと考えられる。何故ならば、仮に天智が「不改常典」法を制定（主張）した場合、たった一度の辞退を受けて大海人への禪譲を断念するというのは、自ら「不改常典」としたはずの法をかくも容易に反故にしたことを意味するからである。

## （五）小括

本章では、直系継承法説に関して四つの問題点、先行の天皇大権説に関してそれぞれ一、二の問題点を指摘し、さらには二点の天皇大権説批判に対して反論を試みた。ここで、「不改常典」法を皇位継承法とみなす諸説に立脚した場合、「不改常典」法を制定した（とされる）天智の死去から「不改常典」法が最後に現れる聖武讓位宣命の発布まで、いずれの皇位継承が「不改常典」法に反するかを確認したい。

まず、直系継承法説では、天智―天武、天武―持統、文武―元明（尊属への直系継承）、元正―聖武が挙げられる。また、皇太子制説では、大海人が「東宮大皇弟」・「東宮太皇弟」・「東宮」<sup>92</sup>と『日本書紀』で表記されているため、天智―天武については皇太子の即位とみなし得る。だが、天武―持統、文武―元明、元明―元正は明らかに皇太子の即位ではなく、「不改常典」法に反する。ちなみに、皇位継承法説ではないが、近江令説では、近江令制定以降の飛鳥浄御原令・大宝律令・養老律令の編纂が「不改常典」との形容句に矛盾する。

これらに対して、天皇大権説に立脚した場合、持統—文武、文武—元明、元明—元正、元正—聖武、聖武—孝謙はいずれも讓位や遺詔を経ているため、「不改常典」法の想定する皇位継承と言える。また、天智—天武も皇太子制説と同様、『日本書紀』の記述によつて先帝の意思に基づくものとされている。ただし、天武—持統については、天武は持統に讓位の意思表示すら行っていないため、「不改常典」法に反するとの疑義も生じ得る。ここで注目すべきは、天武が病に倒れた後に発した「天下之事、不問大小<sup>93</sup>、悉啓于皇后及皇太子」との勅である。これは、政務を持統と草壁に委ねた天武の遺詔にも匹敵するため、持統の即位は先帝天武の意思を主因とするものではないが、それに沿うものであったとみなす余地がある。故に、天武—持統が「不改常典」法に明確に反するとは言いがたい。しかしながら、本稿の指摘する直系継承法説の第三の問題点、即ち元明—元正が「不改常典」法に依拠していない（元明讓位詔ないし元正即位詔などに「不改常典」法が現れない）という点は、やはり天皇大権説の矛盾でもある。これは、「不改常典」法に依拠するほどの必要性・切迫性を欠いていたからだと推測するよりほかにない。

以上を要するに、天皇大権説の明白な矛盾としては、元明—元正が「不改常典」法に依拠していないという点のみが挙げられる。付言すれば、仮に天智假託説に立った場合、元明の即位以前の皇位継承が「不改常典」法に反することはやむを得ないとしても、「不改常典」法が初出する元明即位宣命から聖武讓位宣命までの間に、「不改常典」法に反する皇位継承が生じたとは考え難い。この点で、元明の即位から聖武の讓位までの皇位継承がいずれも「不改常典」法に沿うものとなる天皇大権説は、他説よりも整合的である。

### 三 「天智の初め定めた」法の内容

#### (一) 概要

#### 1 関連史料

「天智の初め定めた」法は桓武即位宣命に初出し、それ以降は、淳和・仁明・文徳・清和・陽成・光孝などの即位宣命に現れる。また、即位宣命の模範例文である、『朝野群載』内記の「御即位宣命書様」にもみえる。

桓武即位宣命（『続日本紀』天応元年四月癸卯条）

（前略）掛畏現神坐倭根子天皇<sub>我</sub>、此天日嗣高座<sub>之業手</sub>掛畏近江大津<sub>乃宮</sub>御宇<sub>之</sub>天皇<sub>乃</sub>初賜<sub>比</sub>定賜<sub>流部</sub>法<sub>随</sub>尔被賜<sub>焉</sub>仕奉<sub>止</sub>仰賜<sub>比</sub>授賜<sub>問</sub>頂<sub>尔</sub>受賜<sub>利</sub>恐<sub>美</sub>受賜<sub>利</sub>懼進<sub>母</sub>不知<sub>尔退母</sub>不知<sub>尔恐美</sub>坐<sub>止</sub>宣天皇勅、衆聞食宣（以上、第一段）。（後略）

桓武即位宣命第一段には、「不改常典」法から「不改常典」の形容句を除いた「天智の初め定めた」法（『近江大津<sub>乃宮</sub>御宇<sub>之</sub>天皇<sub>乃</sub>初賜<sub>比</sub>定賜<sub>流部</sub>法」）がみえ、光仁―桓武を正当化している。この桓武即位宣命と、淳和・仁明・文徳・清和・陽成の即位宣命<sub>(94)</sub>や「御即位宣命書様」とでは、「天智の初め定めた」法の前後の文体がほぼ等しくなっている<sub>(95)</sub>。

光孝即位宣命（『日本三代実録』元慶八年二月二十三日甲寅条）

（前略）掛畏<sub>殿</sub>平安<sub>宮</sub>御宇<sub>之</sub>倭根子天皇<sub>我</sub>天日嗣高座<sub>乃業</sub>掛畏近江大津<sub>乃宮</sub>御宇<sub>之</sub>天皇<sub>乃</sub>初賜<sub>比</sub>定賜<sub>流部</sub>法<sub>奈</sub>朕以<sub>三</sub>薄

徳天 忝久 百辟卿士乃 楽推之請尔 当天 恐美 懼利、進母不レ知尔 退母不レ知尔 恐美 坐止 宣天 皇勅乎 衆聞食止 宣。（後略）

他方、光孝即位宣命の「天智の初め定めた」法は、「皇位（または天皇の統治）は『天智の初め定めた』法である」、という文意不明な形で示される。光孝即位宣命以降、「天智の初め定めた」法は後三条・安徳・四条など歴代の即位宣命(96)に現れ、明治天皇の即位宣命に至るまで連続と受け継がれている。

明治天皇即位宣命（『太政官日誌』慶應四年八月二十七日付）

（前略）掛畏伎 平安宮尔 御宇須 倭根子天皇我 布此 天日嗣高座乃 業乎 掛畏伎 近江乃 大津乃 宮尔 御宇志 天皇乃 初賜比 定賜留 法隨尔 仕奉止 仰賜比 授賜比 恐美 受賜留 御代御代乃 御定有可 上尔 方今天下乃 大政古尔 復志 賜比 檀原乃 宮尔 御宇志 天皇御創業乃 古尔 基伎 大御世袁 彌益々尔 吉伎 御代止 固成賜波 其大御位尔 即世 賜比 進毛 不知尔 退毛 不知尔 恐美 坐止 倭久 宣布 大命乎 衆聞食止 宣。（後略）

## 2 先行研究

「天智の初め定めた」法の内容を明確に論じた諸説は、それを「不改常典」法と同視するか否かで大別される。同一説としては、直系継承法説(97)、天皇大権説(98)、近江令説(99)、皇太子制説(100)、その他の説(101)が挙げられる。別個説としては、形骸化説(102)、「近江令」とそれを継承したと観念された律令法(103)とする説、律令法説(104)、国家統治法説(105)がある。また、「不改常典」法との関連性に言及せず、「天智の初め定めた」法のみを論じたものとして、「皇統と皇権を絶対とする法」とする説(106)、天皇大権説（前天皇の意思のみによって継承するという原則）(107)、皇太子制説(108)などがある。

このように、「天智の初め定めた」法の内容に関する専論はなお限定的で、諸説は「不改常典」法の場合以上に拮抗していると言える。

(二) 諸説の問題点

「天智の初め定めた」法の内容に関する天皇大権説の妥当性を検討するにあたっては、本来ならば他の諸説をも子細に検討すべきだが、紙幅の都合上、本節では、形骸化説、直系継承法説、律令法説、国家統治法説、皇太子制説の五説に限り、一部については簡易な指摘にとどまることをご寛恕願いたい。

まず、形骸化説に関して、もし「天智の初め定めた」法が光孝即位の時点で既に形骸化していたならば、光孝即位の宣命の文体は、それ以降の即位宣命においても継承されたはずである。何故ならば、「天智の初め定めた」法が具体的な意味を有するものでない以上、その前後の文体を改める特段の必要は生じないからである。翻って、後三条・安德・四条などの即位宣命や十二世紀に成立した『朝野群載』内記の「御即位宣命書様」では、文体において、桓武や淳和と陽成の即位宣命への揺り戻しがみられる。<sup>(10)</sup>これは、光孝即位宣命の異例の文体が、後述の通り、陽成が事実上廢位に遭ったという特異な事情を背景とするため、光孝以前の即位宣命こそが正式な文体によるとみなされたからだろう。このように、光孝より一定程度後代の天皇（や即位宣命の起草者）は、「天智の初め定めた」法の内容を把握していた可能性が高く、桓武と陽成の間は言うまでもなく、光孝の即位に至ってもなお、「天智の初め定めた」法は形骸化を免れていたと考えられる。

直系継承法説に関しては、淳和・仁明・光孝の即位が非直系継承であるにもかかわらず、「天智の初め定めた」法がそれらの即位宣命に現れるという点が看過できない。<sup>(11)</sup>さらに、前章でも論じた通り、『日本書紀』は天智が大海人への禪讓を望んだと明記するため、直系継承法たる「天智の初め定めた」法が、その制定者に天智の名を冠するのは不自然である。

律令法説に関して、中には「天智の初め定めた」法に近江令も含まれるとの見方もあるが、ここでは、律令法説と

して一括して論じる。光孝即位宣命以外にみえる、「此天日嗣高座之業<sup>平</sup> 掛畏近江大津<sup>乃</sup>宮<sup>尔</sup>御宇<sup>之</sup>天皇<sup>乃</sup>初賜<sup>比</sup>定賜<sup>流部</sup>法<sup>随尔</sup>（被賜<sup>与</sup>）仕奉」との表現について、「天日嗣高座之業」の語が「皇位」と「天皇の統治」という両義性を帯びることから、律令法説に基づく上記表現の解釈は、①「律令法に従って皇位を受けよ」、②「律令法に従って統治せよ」、の二通りが可能である。まず、①は、近江令を含めて令に即位関係の規定が含まれていたという可能性は低い<sup>ため</sup>、成立し難い。②については、少なくとも建前として、律令法は天皇の統治を制約しないという点が改めて想起される。文武即位宣命では、「国法<sup>（世）</sup>」に従って仕奉ることが百官に求められたが、これは唐代の即位赦詔が遵法を臣下に要請しなかったのとは対照的に、官僚には官僚という地位のみから遵法義務が生じる論理の未成立を示唆する<sup>（世）</sup>。このように、君臣関係の性格を巡っては当時の日唐間に乖離がみられるが、君主の地位については、日本は法超越的存在としての皇帝の位置づけをそのまま継受したのである<sup>（世）</sup>。よって、たとえ先帝の命であるとは言え、律令法に従って統治する旨が即位宣命で宣言されるとは考え難い。

国家統治法説は、「天智の初め定めた」法を「国家統治の大法」や「広義の国家統治法」などと解するものだが、天智が、具体的にはどのような「国家統治法」を「初賜<sup>比</sup>定賜」ったのが判然としない。『類聚三代格』の「弘仁格式序」には、「降<sup>至</sup>天智天皇元年<sup>一</sup>、制<sup>二</sup>令廿二卷<sup>一</sup>。世人所謂近江朝廷之令也」とあり、近江令が律令法の嚆矢とされている。従って、もし「天智の初め定めた」法が律令法であるならば、その制定に先鞭をつけた天智は「初賜<sup>比</sup>定賜」った者の名にふさわしいのだが、それを律令法とは解せないことは前述した通りである。よって、「天智の初め定めた」法は律令法以外の不文法であると考えられるが、初の制定者が天智とされる以上、それが「国家統治法」といった漠然とした規範であったとは思われない。

また、元明即位宣命第三段の「不改常典食国」法を「国家を統治する法」と解した上で、「不改常典食国」法と「天智の初め定めた」法を同視する国家統治法説もある<sup>（世）</sup>。まず、「食国」法は、「食国」が「天皇の支配領域全体<sup>（世）</sup>」を

意味するため、「天皇の統治する国の法」<sup>(17)</sup>といった語義を持つ。次に、「不常典食国」法以外の「食国」法の用例を確認すると、大伴親王の立太子宣命、道康・惟仁・貞明親王の立太子山陵奉告宣命<sup>(18)</sup>、恒貞親王の廢太子山陵奉告宣命<sup>(19)</sup>、任大臣宣命<sup>(20)</sup>において、「食国之法定賜<sup>北</sup>行賜<sup>留</sup>因法随<sup>尔</sup>」や「食国乃随<sup>尔</sup>可<sup>有</sup>政<sup>天</sup>」<sup>(21)</sup>といった形で立太子・廢太子や大臣の任命を根拠づけている。さらに、元慶改元の宣命には、「食国之法<sup>天</sup>即位之後<sup>必</sup>改<sup>年</sup>号<sup>二</sup>」<sup>(22)</sup>、即ち「代始改元は『食国』法として必須である」、とされている。以上より、「食国」法とは、具体的には「天皇の統治にかかわる様々な慣習」を指し、その語義も踏まえれば「国家統治法」と称しても大過ない<sup>(23)</sup>。元明即位宣命の「不常典食国」法も、「食国」法と同一とみられる。ちなみに、「食国」法と律令法の関係に付言すると、律令法は立太子・廢太子、大臣の任命、代始改元の実施自体を規定するものではないが、観念的には「食国」法に含まれたと推測される。

他方、「天智の初め定めた」法は、即位宣命や「御即位宣命書様」にのみ現れ、かつ即位・讓位を正当化する文言としての使用に限定されるため、専ら皇位継承にかかわる規範であったとみなすべきだろう。さらに、「天智の初め定めた」法は、律令法のように「食国」法に包含されるものでもなかったと考えられる。他戸親王の場合を初例とする歴代の立太子宣命では、何らの修飾語を伴わない「法」<sup>(24)</sup>や「随法<sup>尔</sup>可有<sup>政</sup>」<sup>(25)</sup>などが立太子を根拠づけている。しかし、中には大伴親王の立太子宣命や道康・惟仁・貞明親王の立太子山陵奉告宣命のように、「法」が「食国」法によって置き換えられている例が存在する（即ち、「食国」法は立太子宣命の「法」を包含する）。これに対して、即位宣命の「天智の初め定めた」法が「食国」法によって置き換えられている例は一つもない。故に、「天智の初め定めた」法は「食国」法とは無関係であり、それを「不常典食国」法と同視する国家統治法説にも従い難い。ちなみに、「天智の初め定めた」法が「食国」法に包摂されないという点は、律令法に皇位継承の関係規定が存在しない点と併せて、皇位の継承と「食国」の統治が等しく天皇の行為でありながら、規範意識の次元では截然と区別されていたことを例証すると言える。

最後に、「天智の初め定めた」法を皇太子の即位を定めたものとする皇太子制説を検討したい。皇太子が天皇によって立てられる限り、その即位は先帝の意思を反映するものであるから、皇太子制説は天皇大権説の一種とも言える。しかし、先帝の意思の発現を立太子に限定してしまうと、光孝即位宣命に「天智の初め定めた」法が現れることの説明が困難となる。即ち、光孝は立太子を経ていないにもかかわらず、やはり「天智の初め定めた」法に依拠することで即位しているのである。仮にそれが皇太子の即位を規定したものであるならば、光孝は立太子を経て即位する必要があらう。あるいは、立太子を経なかったとしても、立太子した旨の虚偽の記述を即位宣命に含めるなどしなければ、光孝は「天智の初め定めた」法を持ち出すことはできないはずである。翻つて、光孝即位宣命ばかりか陽成讓位宣命<sup>(106)</sup>からも、時康親王の立太子を示唆する記述・文言は確認できない。

なお、桓武の死後、右大臣神王らが安殿親王に即位を勧進した上啓には、「神等遐觀<sup>(107)</sup>往冊<sup>(108)</sup>、緬歷<sup>(109)</sup>前脩<sup>(110)</sup>、莫<sup>(111)</sup>不俯就<sup>(112)</sup>弘規<sup>(113)</sup>、式纂<sup>(114)</sup>洪業<sup>(115)</sup>。伏乞殿下、可<sup>(116)</sup>割<sup>(117)</sup>荼毒<sup>(118)</sup>而存<sup>(119)</sup>至公<sup>(120)</sup>、率<sup>(121)</sup>典章<sup>(122)</sup>而昇<sup>(123)</sup>宝位<sup>(124)</sup>、裁<sup>(125)</sup>成四海<sup>(126)</sup>、字<sup>(127)</sup>濟万方<sup>(128)</sup>」とあり、ここでの「典章」を「天智の初め定めた」法に類するものと見方がある<sup>(129)</sup>。もし「典章」が「天智の初め定めた」法と同一ならば、皇太子安殿親王は「典章」に従って即位すべきことが要請されているため、「天智の初め定めた」法を皇太子の即位を定めたものとする皇太子制説の傍証ともなり得る<sup>(130)</sup>。だが、第二回の即位勧進には、「謹案<sup>(131)</sup>」礼家<sup>(132)</sup>、先君崩、嗣子位定<sup>(133)</sup>於初喪<sup>(134)</sup>。即位既明、无<sup>(135)</sup>疑<sup>(136)</sup>遵行<sup>(137)</sup>。臣等今月十三日奉<sup>(138)</sup>啓、率<sup>(139)</sup>迪旧章<sup>(140)</sup>、欲<sup>(141)</sup>申<sup>(142)</sup>礼典<sup>(143)</sup>。荼毒之始、不<sup>(144)</sup>許<sup>(145)</sup>所<sup>(146)</sup>請<sup>(147)</sup>」とあり、この中の「旧章」や「礼典」は、第一回の即位勧進での「典章」に相当するとみられ、具体的には直前にある「先君崩、嗣子位定<sup>(133)</sup>於初喪<sup>(134)</sup>」、即ち「柩前即位<sup>(135)</sup>」（皇太子於柩前即皇帝位、依<sup>(136)</sup>周漢旧制<sup>(137)</sup>）（唐大詔令集<sup>(138)</sup> 帝王<sup>(139)</sup> 遺詔上<sup>(140)</sup>）を指すと考えられる。「典章」の用例には、「而即位倉卒、典章多<sup>(141)</sup>缺<sup>(142)</sup>。請<sup>(143)</sup>条<sup>(144)</sup>」案礼儀<sup>(145)</sup>、分別具奏<sup>(146)</sup>」（後漢書<sup>(147)</sup> 順帝紀<sup>(148)</sup>）や「採<sup>(149)</sup>百王之損益<sup>(150)</sup>、成<sup>(151)</sup>一代之典章<sup>(152)</sup>」（隋書<sup>(153)</sup> 牛弘伝<sup>(154)</sup>）など、「成文法<sup>(155)</sup>」や「法制度一般<sup>(156)</sup>」を指すものもあるが、ここでは「經書<sup>(157)</sup>」と解すべきだろう。また、第三回の即位勧進の「臣等近稽<sup>(158)</sup>」

之旧章」、請以昇朝位<sup>(132)</sup>」における「旧章」も、「典章」と同様、「枢前即位」を指すと考えられる。他方、「天智の初め定めた」法は、淳和・仁明・陽成・光孝など生前讓位を経た即位の宣命にも現れるため、「典章」・「旧章」・「礼典」とは異なるもので、従って皇太子制説の傍証とはなり得ない。

ちなみに、第一回の即位勸進には「弘規」の語がみえるが、「大いなる法規範」・「国家の法理」との語釈に従えば、<sup>(133)</sup>  
 「神等遐観往冊」、緬歴前脩、莫不俯就弘規、式纂洪業<sup>(134)</sup>」は、「過去の皇太子は皆、「大いなる法規範」(「国家の法理」)に従って即位している」、といった文意となる。よって、皇太子制説の立場より、「弘規」を「天智の初め定めた」法と同一とみなし、後者は皇太子の即位を定めたものとの見解も提起され得る。しかし、ここでの「弘規」は、「夫峻法嚴刑、非帝王之隆業。有罰無恕、非懷遠之弘規也」(「吳志」陸遜伝)や「文安廢主、百憂已離、中興秉制、揖讓弘規」(「南齊書」皇后伝贊)などの用例と同様、「おほきなばかりごと」(「大漢和辭典」)や「宏謨」(「漢語大詞典」)、即ち「国の統治」を意味する。従って、上記箇所は、「過去の皇太子は皆、『国の統治』に臨んで即位している」と解され、「弘規」も「天智の初め定めた」法とは異なるものである。

### (三) 天皇大権説の検討

前章では、桓武即位宣命の「天智の初め定めた」法が、名称において、「不改常典」法の意図的な改変を経たものとみられることを指摘した。その意図とは、「不改常典」法が道祖王廢太子によって破られたため、「不改常典」の形容句を削除し、一方、「皇位繼承は先帝の意思に基づくべきである」との法意は維持するものだったと考えられる。しかし、新たな装いによるとは言え、既に破られた「不改常典」法を再び持ち出すのは容易なことではない。やはり、生母高野新笠の卑賤性から生じる疑義に抗すべく、桓武は、手段を問わず自らの即位を正当化する必要に迫られたのだろう。これに先立ち、施基親王・紀椽姫に対する春日宮御宇天皇・皇太后の追贈<sup>(135)</sup>など、光仁朝に始まった天智系皇

統の称揚は、結果として「不改常典」法の復権を準備し、桓武が新たな「天智の初め定めた」法によって即位を正当化し得る機運を醸成したと評価できる。ただし、「天智の初め定めた」法が「不改常典」法と同様、天智の大海人への禪讓の意思表示を淵源とする以上、天武系皇統の積極的な否定は、もとより即位後の桓武のなし得るところではなかった。<sup>(135)</sup>

次に、淳和即位宣命以降の「天智の初め定めた」法について、それが先帝の死後に即位した文徳・清和の即位宣命にも現れるため、讓位による皇位継承法とはみなせないとの批判がある。<sup>(136)</sup>だが、讓位のみならず、遺詔や立太子も先帝の意思の発現に含める天皇大権説に従えば、道康親王（文徳）・惟仁親王（清和）は仁明・文徳によって立太子しているため、両者の即位は「天智の初め定めた」法の定める皇位継承だと言える。なお、桓武死後の平城の即位についても、安殿親王は桓武によって立太子しているため、「天智の初め定めた」法に即したものとなる。

ところで、早良・高岳・恒貞親王の立太子には、それぞれ光仁・平城・淳和（さらには嵯峨）太上天皇の意向が反映されているとの見方が多く、それに従えば、次のような天皇大権説批判が提起され得る。即ち、いわゆる藤原種継暗殺事件・平城太上天皇の変（薬子の變）に伴って、それぞれ早良・高岳親王が廢太子に遭い、結果として先帝（太上天皇）の意思に基づく皇位継承の可能性が閉ざされた。このように、「天智の初め定めた」法が二度にわたって破られたにもかかわらず、高岳親王に代わって新たに立太子した大伴親王（淳和）の即位が「天智の初め定めた」法を根拠とするのは、同説の矛盾である。さらに、承和の変で皇太子恒貞親王が廢され、代わって道康親王が立太子したものの、やはり亡き淳和・嵯峨太上天皇の意思に沿うものではないため、仁明即位宣命に「天智の初め定めた」法が現れるのは不自然だとの指摘である。

しかしながら、道祖王の場合とは異なり、早良・高岳・恒貞親王は、太上天皇によって皇太子に指名されたわけではない。よって、各々の廢太子に際して、太上天皇の意思を覆すものと強弁する官人（例えば、「二所朝廷」のうちの

旧平城派官人や恒貞親王の春宮坊に属した官人など) がたとえ一部に存在したとしても、「以<sup>(15)</sup>中務卿從四位上道祖王<sup>(16)</sup>為<sup>(17)</sup>皇太子」に類する太上天皇の「詔」(口勅) がそれ以前に発せられていないため、廢太子が「天智の初め定めた」法に反するとの認識が一般化するとは考えられない。もしくは、早良親王立太子はさておき、仮に高岳・恒貞親王の立太子が太上天皇の意向を踏まえたものだったとしても、平城太上天皇の変(葉子の變)以降、天皇大権は天皇一人に集約されるに至ったため、「天智の初め定めた」法を太上天皇を除く先帝、即ち現天皇(次期天皇たる皇太子の前帝)のみの意思に基づく皇位継承を正当とするものへと再解釈する余地も生じたであろう。仮にこのような再解釈が行われたとすれば、高岳・恒貞親王の廢太子は、「天智の初め定めた」法に則したものとなる。いずれにせよ、当初の立太子が太上天皇の「詔」(口勅)を根拠とするものではない以上、上記三例の廢太子・立太子が「天智の初め定めた」法に反するとは言えない。

ただし、「天智の初め定めた」法は、新帝の即位が先帝の意思に基づくものだ<sup>(18)</sup>と事後的に保証・正当化し得るものの、天皇による排他的な讓位や遺詔による皇位継承を現実<sup>(19)</sup>に可能とするものではなかった。即ち、一部からは皇太子とすら認められなかつた孝謙<sup>(20)</sup>に対して、聖武は「不改常典」法に依拠することで讓位を果したのとは対照的に、光仁は「天智の初め定めた」法<sup>(21)</sup>によっては讓位しておらず、それが初出するのは桓武即位宣命<sup>(22)</sup>においてである。また、桓武即位時には、いわゆる踐祚儀が即位儀から分立し、即位宣命が即位の十二日後に発せられている。従って、もし「天智の初め定めた」法が先帝の意思に基づく皇位継承を實質化するものであるならば、桓武即位宣命ではなく光仁讓位宣命においてこそ、それは創出されるべきだろう。桓武の即位以降も、「天智の初め定めた」法が強制力を有する類いの規範とはなり得ず、単なる後付けの論理に終始したことが、次の三点から看取される。第一に、「自<sup>(23)</sup>從去春<sup>(24)</sup>寢膳不<sup>(25)</sup>安」と評された平城は、その讓位宣命に「加以朕躬元來風病<sup>(26)</sup>、苦<sup>(27)</sup>、身体不<sup>(28)</sup>安<sup>(29)</sup>、經<sup>(30)</sup>日、累<sup>(31)</sup>月、万機欠懈<sup>(32)</sup>」とあるように、自らの病状悪化を訴えて讓位を切望したにもかかわらず、「天智の初め定めた」法を持ち出し

てはいない<sup>(17)</sup>。第二に、嵯峨讓位・淳和即位時に成立した<sup>(18)</sup>（または、淳和讓位・仁明即位時に制度として確立した<sup>(19)</sup>）讓国儀の中では、皇太子に対する呼称が讓位宣命の宣制後から「今帝」・「今上」に変化していることから、讓位宣命こそが皇位の移動を明示する役割を果たしていたが、「天智の初め定めた」法はいずれも即位宣命で示され、讓位宣命に現れる例はない。第三に、文徳は惟喬親王の立太子・即位を望んだものの、権臣藤原良房を前にして惟仁親王の立太子を受け入れざるを得ず、惟喬親王への讓位も断念して死去したが、やはり「天智の初め定めた」法が用いられてはいない。このように、単なる即位宣命の慣用語となったという限りでは、「天智の初め定めた」法は形骸化したとも言える。ただし、前述した通り、「天智の初め定めた」法の意味内容は、少なくとも光孝の即位までは忘失に遭っていないことが光孝即位宣命からうかがえる。即ち、「所願速遜此位焉」とあることから、陽成は讓位を望んだ（実際には強いられた）とされ、同様に讓位宣命の中でも、「天皇位讓遜給天（中略）故是以天皇靈綬乎奉天日嗣位亦定奉良久」と、陽成―光孝は讓位による旨が強調されている。また、聖武讓位・孝謙即位以降、即位宣命の内容の一部は讓位宣命に組み込まれるようになったこと<sup>(20)</sup>から、光孝の即位は先帝陽成の意思に基づくとの建前が、陽成讓位宣命・光孝即位宣命を通じて一貫しているとみるべきだろう。故に、光孝即位宣命の「掛畏平安宮御宇之倭根子天皇我天日嗣高座乃業波、掛畏近江大津宮御宇之天皇乃初賜比定賜留法奈」が文意不明なのは、「何らかの形で、天皇の意思の覆を纏うことが必要」だが、さりとて陽成自身の発意に基づく讓位ではなく、陽成讓位宣命には讓位の意思表明のあったことが既に明示された以上、光孝即位宣命では、「仕奉止仰賜比授賜」（淳和と陽成即位宣命）という露骨な讓位表現が忌避されたからだと考えられる。

以上、光孝即位宣命の特異性が光孝（や起草者）の上記のような意図を反映したものとみられる点や、光孝以降の即位宣命の文体が桓武や淳和と陽成のそれに回帰している点を勘案すれば、少なくとも光孝即位宣命までの「天智の初め定めた」法は、建前としても、新帝の即位が先帝の意思に基づくことを宣布する文言であったと考えられる。こ

のような「天智の初め定めた」法の即位宣命における慣用句化は、即位儀での「天神寿詞」・「神璽鏡剣」奏上の廃止と相まって、即位の正当性（新帝の正統性）の主たる源泉が「皇祖神のヨサシ」から「先帝の命」へと変化したことを示すものであり、平安初期の讓国儀の整備、さらには十一世紀の「如在之儀」の成立<sup>〔56〕</sup>とも軌を一にすると見えよう。

#### 四 結

本稿では、「不改常典」法・「天智の初め定めた」法の内容について、天皇大権説の妥当性を中心に検討し、以下のような結論を得た。

「不改常典」法の内容に関して、現在までに通説的位置を占める直系繼承法説には、①天智―天武、天武―持統、元正―聖武という非直系繼承が「不改常典」法に反する、②文武―元明という尊属への直系繼承が「不改常典」法に反する、③元明―元正という卑属への直系繼承が「不改常典」法に依拠していない、④桓武による早良親王立太子が「不改常典」法に反する、という四つの問題点が認められる。他方、先行の天皇大権説について、「不改常典」法の含意する先帝の意思の発現を、讓位や遺詔に限定することは妥当でない。

次に、天皇大権説に対する批判として、①「先帝の意思に基づく文武―元明、元明―元正、孝謙―淳仁、称徳―光仁が『不改常典』法に依拠していない」との指摘は、元明―元正の場合を除いて妥当でない。さらに、②「大海人皇子の禪讓の辞退が『不改常典』法に反する。また、大海人皇子への禪讓は天智の本意でないから、『不改常典』法の淵源となり得ない」との指摘も、当たらない。従って、天皇大権説の明らかな矛盾としては、元明―元正が「不改常典」法に依拠していない、という点のみが挙げられる。即ち、「不改常典」法を、「先帝（太上天皇を含む）の意思に基づく皇位繼承を正当とするもの」と解する天皇大権説は、天智の死去から聖武の讓位までの皇位繼承がいずれも「不

改常典」法に明確に反しないという点で、他説よりも整合的である。

以上を要するに、「不改常典」法とは、子から母への前代未聞の皇位継承を実現すべく、先帝の意思に基づく皇位継承を正当化するための一種の政治的イデオロギーであったと言える。その元明による創出は、大宝律令の編纂にあらずかった法制官僚であり、また娘宮子を文武夫人とし、その子首皇子の祖父ともなった権臣藤原不比等の輔佐なくしては、不可能であったに違いない。

桓武即位宣命以降の「天智の初め定めた」法の内容に関する諸説、即ち形骸化説、直系継承法説、律令法説、国家統治法説、皇太子制説の五説には、それぞれ一、二の問題点が認められる。「天智の初め定めた」法はまさしく、「不改常典」法の「不改常典」の形容句を省く一方、「先帝の意思に基づく皇位継承が正当である」との法意は維持した。しかしながら、それは皇位継承の天皇大権を実質化する規範とはなり得ず、先帝の退位や廃位に伴う即位をも「先帝の命による即位」だと事後的に保証・正当化する、即位宣命の慣用句となったのである。

(1) 「不改常典」とは、特定の法や事柄を意味する名詞ではなく、形容句であるとの指摘に従い（早川庄八「天智の初め定めた」法』についての覚え書き」『天皇と古代国家』講談社、二〇〇〇年（初出一九八八年）二五五頁、本稿では「不改常典」法と称する。

(2) 以下、煩雑を避けるため、個別の皇位継承は、原則として「先帝」―「新帝」という形で表記する。

(3) 藤堂かほる「天智の定めた「法」について」『ヒストリア』一六九、二〇〇〇年）二七―二八頁。

(4) 以下、史料中の傍線は筆者による。

(5) 正しくは「軽皇子に讓位」だが、以下、煩雑を避けるため、特に断らない限り「文武に讓位」などと表記する。

(6) 別個説もあるが（例えば、長山泰孝「不改常典の再検討」『古代国家と王権』吉川弘文館、一九九二年（初出一九八五年）（二〇四頁）、極めて少数である。

(7) 田中卓「天智天皇の不改常典」〔田中卓著作集〕六、国書刊行会、一九八六年（初出一九八四年）。

- (8) 星野良作「壬申の乱原因論と『不改常典』法の研究史的考察」(『壬申の乱研究の展開』吉川弘文館、一九九七年(初出一九九〇年・一九九一年・一九九三年・一九九五年))、同「壬申の乱原因論と『不改常典』法の解釈」(『同前書』(初出一九九六年))。
- (9) 篠川賢「皇統の原理と『不改常典』」(『日本古代の王権と王統』吉川弘文館、二〇〇一年(初出一九九五年))。
- (10) 先行研究には、「正統な皇位継承」、「皇位継承を正統とする」、「即位・讓位を正統化する」との表現も散見されるが、本稿では、正当な皇位継承における継承者の性質が「正統」であるとの立場より、行為としての皇位継承には「正当」の形容詞を用いる。
- (11) 明確な直系継承法説として、管見の限り、以下が挙げられる(同一著者の場合は、主要な(もしくは最新の)論文・著書のみ)。岩橋小彌太「天智天皇の立て給いし常の典」(『増補上代史籍の研究』下、吉川弘文館、一九七三年(初出一九五一年))、北山茂夫「壬申の乱」(『日本古代政治史の研究』岩波書店、一九五九年(初出一九五一年))、亀田隆之「最近における壬申の乱の研究」(『史学雑誌』六三―二、一九五四年)、林陸朗「天平の廟堂と官人構成の変化」(『歴史学研究』二二八、一九五九年)、坂本太郎「大化改新と壬申の乱」(『坂本太郎著作集』一、吉川弘文館、一九八九年(初出一九六〇年))、直木孝次郎「壬申の乱」(『塙書房』一九六一年)、井上辰雄「戸令応分条の成立」(『坂本太郎博士還暦記念会編』『日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九六二年)、井上光貞「天皇と古代国家」(『井上光貞著作集』一、岩波書店、一九八五年(初出一九六五年))、岸俊男「元明太上天皇の崩御」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年(初出一九六五年))、関口裕子「律令国家における嫡庶子制について」(『日本史研究』一〇五、一九六九年)、石尾芳久「古代天皇制の本質」(『日本古代天皇制の研究』法律文化社、一九六九年)、南部昇「女帝と直系皇位継承」(『日本歴史』二八二、一九七一年)、上山春平「神々の体系」(中央公論社、一九七二年)、星野良作「皇位継承問題研究の発展」(『研究史 壬申の乱』吉川弘文館、一九七三年)、武田佐知子「『不改常典』について」(『日本歴史』三〇九、一九七四年)、岡田芳郎「『不改常典』について」(『女子美術大学紀要』五、一九七五年)、門脇貞二「古代天皇制の諸論点」(『考古学研究』二一―三、一九七五年)、伊野部重一郎「『不改常典』小考」(『続日本紀研究』一九二、一九七七年)、米田雄介「踐祚と称制」(『続日本紀研究』二〇〇、一九七八年)、館林郁子「不改常典について」(『古代史の研究』一、一九七八年)、河内祥輔「王位継承法試論」(佐伯有清編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年)、高橋晴之「日本古代の嫡子制と『不改常典』」(『国史研究会年報』一、一九八〇年)、黛弘道「元明天皇と不比等」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年)、早川註(一)、篠川註(9)、関晃「いわゆる不

- 改常典について」(『関見著作集』四、吉川弘文館、一九九七年)、成清弘和「日本古代王位継承法試論」(『日本古代の王位継承と親族』岩田書院、一九九九年(初出一九九七年)、中田興吉「不改常典についての一考察」(『政治経済史学』三七八、一九九八年)、笠原英彦「天皇と官僚」(P H P 研究所、一九九八年)、藤堂註(3)、水林彪「記紀神話と王権の祭り」新訂版」(岩波書店、二〇〇一年)、中野渡俊治「不改常典試論」(『古代太上天皇の研究』思文閣出版、二〇一七年(初出二〇一〇年)、吉村武彦『女帝の古代日本』(岩波書店、二〇一二年)、虎尾達哉「奈良時代の政治過程」(『日本歴史』三、岩波書店、二〇一四年)、水谷千秋「不改常典と『日本書紀』の思想」(『日本書紀研究』三〇、塙書房、二〇一四年)。
- (12) 明確な天皇大権説として、管見の限り、以下が挙げられる(同一著者の場合は、主要な(もしくは最新の)論文・著書のみ)。倉住靖彦「いわゆる不改常典について」(『九州歴史資料館研究論集』一、一九七五年)、佐藤宗諱「元明天皇論」(『古代文化』三〇一、一九七八年)、野村忠夫「奈良朝の政治過程」(『奈良朝の政治と藤原氏』吉川弘文館、一九九五年(初出一九八四年))、吉田孝「八世紀の日本」(『日本通史』四、岩波書店、一九九四年)、中西康裕「不改常典の法」と奈良時代の皇位継承」(『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年(初出二〇〇〇年))、義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『日本古代女帝論』塙書房、二〇一七年(初出二〇〇二年))、仁藤敦史「女帝の世紀」(角川書店、二〇〇六年)、熊谷公男「即位宣命の論理と『不改常典』法」(『東北学院大学論集 歴史と文化』四五、二〇一〇年)、大町健「違勅罪の成立と不改常典・和同開珎」(吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、二〇一四年)、森公章「天智天皇」(吉川弘文館、二〇一六年)。また、若干ニュアンスの異なる天皇大権説として、「禪讓・受禪の契約関係をその内容とするもの」(寺西貞弘「古代皇位継承論再説」(『古代天皇制史論』創元社、一九八八年))、「天皇家内部の自律的な皇位継承を指すもの」(倉本一宏「持統女帝と皇位継承」(吉川弘文館、二〇〇九年)、などがある。
- (13) 本居宣長『統紀歴朝詔詞解』(大野晋・大久保正編集校訂『本居宣長全集』七、筑摩書房、一九九〇年(初出一八〇三年))。
- (14) 三浦周行「法制史概論」(『統法制史の研究』岩波書店、一九二五年)、瀧川政次郎「本邦律令の沿革」(『律令の研究』刀江書院、一九三一年)、高橋崇「天智天皇と天武天皇」(『続日本紀研究』一一九、一九五四年)、深尾敏紀「皇位継承と不改常典」(『湘南史学』一、一九七四年)、押部佳周「近江令の成立」(『日本律令成立の研究』塙書房、一九八一年(初出一九七六年))。
- (15) 森田悌「不改常典について」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九九七年(初出一九九三年))、若井敏明「不改常典と古代の皇位継承」(『続日本紀研究』三〇九、一九九七年)、佐藤長門「『不改常典』と群臣推戴」(『日本古代王権の構造』)。

- と展開」吉川弘文館、二〇〇九年。
- (16) 田村圓澄「『不改常典』について」(『飛鳥仏教史研究』塙書房、一九六九年)、上田正昭『古代日本の女帝』(講談社、一九六六年)。
- (17) 水野柳太郎「『不改常典』をめぐる試論」(『日本史研究』一五〇・一五一、一九七五年)。
- (18) 田中註(7)、長田圭介「『不改常典』考」(『皇學館史學』一三三、二〇〇八年)。
- (19) 吉村註(11)、一六二頁、虎尾註(11)、三八頁。
- (20) いずれも註(11)。
- (21) 小阪徹「『不改常典』の考察」(『古代史の海』八〇、二〇一五年)。
- (22) 長田註(18)。
- (23) 佐藤長門註(15)。
- (24) 中村順昭「不改常典と天智天皇の即位に関する試論」(吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、二〇一四年)。
- (25) 渡辺晃宏『平城京と木簡の世紀』(講談社、二〇〇九年) 九七頁、坂上康俊『平城京の時代』(岩波書店、二〇一一年) 一〇一頁、吉川真司『聖武天皇と仏都平城京』(講談社、二〇一一年) 三〇頁、西宮秀紀『奈良の都と天平大化』(吉川弘文館、二〇一三年) 二六―二七頁。
- (26) 田村註(16)、田中註(7)。
- (27) 田村註(16) 三三六―三三七頁、田中註(7) 二七六頁。
- (28) 『懷風藻』葛野王伝。
- (29) 田村註(16) 三四〇頁、田中註(7) 二七五頁。
- (30) 田村註(16) 三四一頁、田中註(7) 二七五頁。
- (31) 篠川註(9) 一二一頁など。
- (32) 田中註(7) 二七六頁。「次の孝謙天皇の場合にも、その即位詔によると」とあるが、聖武讓位宣命の誤りだと思われる。
- (33) 田村註(16) 三三六頁、田中註(7) 二七五頁。
- (34) 『日本書紀』天智十年十一月丙辰条。
- (35) 篠川註(9) 一二二―一二三頁、水谷註(11) 三三二―三三三頁など。

- (36) 吉村註(11) 一六二頁など。
- (37) 『続日本紀』元明即位前紀慶雲四年六月庚寅条。
- (38) 米田註(11) 一七七頁。
- (39) 持統の称制を草壁の即位を待ったものとする通説的理解に対して、持統は、自身の即位の前段階として称制を行ったとの見方もある(義江明子「持統王権の歴史的意義」(註(12) 一六九頁)。
- (40) 『続日本紀』靈龜元年九月庚辰条。
- (41) 『続日本紀』天応元年四月壬辰条。
- (42) 押部註(14) 二九七頁、田村註(16) 三三七頁。
- (43) 笹山晴生「続日本紀と古代の史書」(新日本古典文学大系『続日本紀』一解説、岩波書店、一九八九年) 五〇三頁。
- (44) 『日本後紀』弘仁元年九月丁未条。
- (45) 関根淳「長屋王の『誣告』記事と桓武朝の歴史認識」(『日本歴史』 六六七、二〇〇三年) 一四頁。
- (46) 『続日本紀』延暦十年三月癸未条。
- (47) 中村一郎「国忌の廃置について」(『書陵部紀要』二、一九五二年) 五頁、林陸朗「桓武天皇の政治思想」(山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、一九八一年) 四五頁。
- (48) 堀裕「平安初期の天皇権威と国忌」(『史林』 八七―六、二〇〇四年) 一六頁。
- (49) 『続日本紀』文武元年八月庚辰条。
- (50) 『日本書紀』天智十年十月庚辰条。
- (51) 『日本書紀』天武即位前紀天智四年十月庚辰条。
- (52) 天皇大権説・天智実定説に立つ論考は、管見の限り、存在しない。中西氏は、天智実定説／天智仮託説については結論を保留しており(註(12) 二八八頁)、熊谷氏は、「元明による事実の再解釈」だとしている(註(12) 二六頁)。
- (53) 佐藤宗諄註(12) 一五頁。ほかにも、大町氏の「先帝の意思による讓位」(註(12) 二二八頁) など。
- (54) 中西註(12) 二八三頁。
- (55) 同前二八四頁。
- (56) 仁藤註(12) 一一七頁

- (57) 高橋晴之註(11) 三二—三三頁、篠川註(9) 一一〇頁、森田註(15) 一五頁、佐藤長門註(15) 三三六頁。
- (58) 『続日本紀』天平勝宝八歳五月乙卯条。
- (59) 『続日本紀』天平宝字元年三月丁丑条。
- (60) 中西註(12) 二八二頁。
- (61) 『令集解』儀制令3皇后条所引跡記。
- (62) 『令集解』儀制令1天子条所引穴記。
- (63) 仁藤敦史「太上天皇制の展開」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年(初出一九九六年)) 五一頁。
- (64) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、一九八五年) 一七一頁。
- (65) 『続日本紀』聖武即位前紀和銅七年六月条。
- (66) 『続日本紀』神龜四年十一月己亥条。
- (67) 『続日本紀』天平十年正月壬午条。
- (68) 「卿等<sup>乃</sup>問来政<sup>乎</sup>者、加久耶答賜、加久耶答賜<sup>止</sup>白賜、官<sup>亦</sup>耶治賜<sup>止</sup>白賜倍婆、教賜於毛夫氣賜答賜官賜隨<sup>亦</sup>、此<sup>乃</sup>食国天下之政<sup>乎</sup>行賜敷賜乍供奉賜問<sup>亦</sup>」(『続日本紀』天平元年八月癸亥条)。
- (69) 『続日本紀』天平十五年五月癸卯条。
- (70) 中野渡俊治「八世紀太上天皇の存在意義」(註(11)、初出二〇〇四年) 六八頁。
- (71) 『続日本紀』天平宝字元年六月甲辰条。
- (72) 同前。
- (73) 『続日本紀』天平宝字八年十月壬申条。
- (74) 『続日本紀』神護景雲三年十月乙未朔条。
- (75) ほかに委任の遺詔を疑問視する見解として、北山茂夫『女帝と道鏡』(講談社、二〇〇八年(初出一九六九年)) 一三二頁、齋藤融「道祖王立太子についての一考察」(虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館、一九九五年)、倉本一宏「奈良朝の政変劇」(吉川弘文館、一九九八年) 一一一頁。
- (76) 『続日本紀』天平宝字元年三月丁丑条。
- (77) 『続日本紀』淳仁即位前紀天平勝宝九歳三月二十九日辛丑条。

- (78) 『続日本紀』天平宝字元年四月辛巳条。
- (79) 同前。
- (80) 『続日本紀』天平宝字二年八月庚子朔条。
- (81) 『続日本紀』天平宝字三年六月庚戌条。
- (82) 齋藤註(75)一〇頁。
- (83) 中野猛「解説」(新編日本古典文学全集『日本靈異記』小学館、一九九五年)四二二頁。
- (84) 『続日本紀』神護景雲三年九月己丑条。
- (85) 『続日本紀』宝龜元年十月己丑朔条。
- (86) 『日本紀略』宝龜元年八月癸巳条。
- (87) 佐藤長門註(15)三四三頁。
- (88) 水谷註(11)三三二頁。
- (89) 『日本書紀』天智十年十月庚辰条、同天武即位前紀天智四年十月庚辰条。
- (90) 『日本書紀』孝德即位前紀皇極四年六月庚戌条。
- (91) 倉本一宏『壬申の乱』(吉川弘文館、二〇〇七年)三二—三三頁。
- (92) 『日本書紀』天智八年十月庚申条、同天智十年正月甲辰条、同天智十年十月庚辰条。
- (93) 『日本書紀』朱鳥元年七月癸丑条。
- (94) 『続群書類従』公事部「淳和天皇御即位記」、『続日本後紀』天長十年三月癸巳条、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年四月甲子条、『日本三代実録』天安二年十一月七日条、『日本三代実録』元慶元年正月三日条。
- (95) 桓武即位宣命にのみ「被賜<sup>2)</sup>」が含まれているという点など、若干の異同も存在する。
- (96) 『群書類従』公事部「後三条院御即位記」、『続群書類従』公事部「安徳天皇御即位記」、同「四条院御即位記」。
- (97) 岩橋註(11)、井上辰雄註(11)、篠川註(9)。岩橋・篠川氏は、光孝即位宣命の「天智の初め定めた」法は形骸化したものとする。
- (98) いずれも註(12)。
- (99) いずれも註(14)。

- (100) いずれも註(15)。森田氏は、光孝即位宣命の「天智の初め定めた」法は「天皇の権能」を定めたものとする。
- (101) 田村註(16)、水野註(17)、長田註(18)。
- (102) 武田註(11)、高橋晴之註(11)、村井康彦「王権の継受」(『日本研究』一、一九八九年)。
- (103) 早川註(1)、成清註(11)、吉村註(11)、水谷註(11)。
- (104) 池上みゆき「元明天皇即位詔にみる二つの不改常典の法について」(『ぐんしょ』三一四、一九九〇年)、関註(11)。関氏は、桓武即位宣命の「天智の初め定めた」法は直系継承法とする。
- (105) 坂本註(11)、伊野部註(11)、藤堂註(3)、中西註(12)。ただし、「国家統治の大法」(坂本)、「天皇政治の基本法」(伊野部)、「広義の国家統治法のごときもの」(藤堂)、「食国法」(「国家を統治する法」(中西)と、それぞれ若干ニュアンスが異なる。また、伊野部氏は、桓武即位宣命の「天智の初め定めた」法は直系継承法とする。
- (106) 吉田孝『歴史のなかの天皇』(岩波書店、二〇〇六年)七六頁。
- (107) 佐々木恵介『天皇と摂政・関白』(講談社、二〇一一年)二〇八頁。
- (108) 大町健「天智の定めた『不改常典』と『法』」(『成蹊大学経済学部論集』四七―二、二〇一六年)。
- (109) 早川註(1)二六六頁。
- (110) 同前二六〇頁。
- (111) 森田註(15)一一頁。
- (112) 『統日本紀』文武元年八月庚辰条。
- (113) 坂上康俊「古代の法と慣習」(『日本通史』三、岩波書店、一九九四年)二二六頁。
- (114) 早川庄八「古代天皇制と太政官政治」(註(1)、初出一九八四年)二二頁。
- (115) 中西註(12)二七三・二八八頁。
- (116) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年(初出一九六二年)四四頁)。
- (117) 柴田博子「立太子宣命における『食国法』」(『門脇禎二編『日本古代国家の展開』上、思文閣出版、一九九五年)三二九頁。
- (118) 『日本後紀』弘仁元年九月庚戌条。
- (119) 『統日本後紀』承和九年八月乙丑条、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十一月癸卯条、『日本三代実録』貞観十一年三月二十七日乙酉条。

- (120) 『続日本後紀』 承和九年七月丙辰条。
- (121) 『続日本後紀』 承和十一年七月癸未条、『日本三代実録』 貞観十二年正月十三日丙寅条、同貞観十四年八月二十五日癸亥条など。
- (122) 『日本三代実録』 元慶元年七月十九日戊午条。
- (123) 藤堂註(3) 三二頁など。
- (124) 『続日本紀』 宝龜二年正月辛巳条。
- (125) 『続日本紀』 宝龜四年正月戊寅条。
- (126) 『日本三代実録』 元慶八年二月四日乙未条。
- (127) 『日本後紀』 大同元年四月丙午条。
- (128) 訳注日本史料『日本後紀』（集英社、二〇〇三年）三四九頁。同書には、「即位の宣命詔にみえる、天智天皇の時に定めた」とされる不改常典に類したものか」とあり、本稿では区別される「不改常典」法と「天智の初め定めた」法を同視（もしくは混同）しているとみられるが、安殿親王に対する即位勸進は、「天智の初め定めた」法が初出する桓武即位宣命以後に行われているため、ここでは「天智の初め定めた」法と記した。
- (129) ちなみに、同前書は、皇太子制説に立つ森田氏などの注釈による。
- (130) 『日本後紀』 大同元年四月辛亥条。
- (131) 『春秋左氏伝』 桓公元年の経文「春、王正月、公即位」に付された杜預注に、「嗣子位定<sub>レ</sub>於初喪<sub>一</sub>。而改<sub>レ</sub>元必須<sub>レ</sub>踰<sub>レ</sub>年者、繼<sub>二</sub>父之業<sub>一</sub>、成<sub>二</sub>父之志<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>變<sub>一</sub>於中年<sub>一</sub>也」とある。
- (132) 『日本後紀』 大同元年五月庚午条。
- (133) 註(128) 三四九頁。
- (134) 『続日本紀』 宝龜元年十一月甲子条、同宝龜二年十二月丁卯条。
- (135) 吉田孝「九—十世紀の日本」（『日本通史』五、岩波書店、一九九五年）八頁、仁藤敦史「桓武の皇統意識と氏の再編」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年）六二頁。
- (136) 若井註(15) 五頁。
- (137) 『続日本後紀』 承和九年八月乙丑条、『日本文徳天皇実録』 嘉祥三年十一月戊戌条。

- (138) 『統日本紀』延暦四年十一月丁巳条。
- (139) 『統日本紀』天応元年四月壬辰条、『日本後紀』大同四年四月己丑条、『統日本後紀』天長十年二月丁亥条。
- (140) 早良親王立太子については、高田淳「早良親王と長岡遷都」(林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年)二一六頁、森田悌「早良親王と御霊」(『王朝政治と在地社会』吉川弘文館、二〇〇五年(初出一九八九年))一六頁、など。高岳親王立太子については、西本昌弘「葉子の変とその背景」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)八八頁、河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理(増補版)」(吉川弘文館、二〇一四年)一六三頁、など。恒貞親王立太子については、福井俊彦「承和の変についての一考察」(『日本歴史』二六〇、一九七〇年)一八頁、遠藤慶太「『統日本後紀』と承和の変」(『平安勅撰史書研究』皇學館出版部、二〇〇六年(初出二〇〇〇年))二七〇頁、など。
- (141) 『統日本紀』延暦四年十月庚午条、『日本後紀』弘仁元年九月庚戌条。
- (142) 『統日本後紀』承和九年七月乙卯条。
- (143) 高田淳氏は、早良親王立太子が光仁の勅命の形で実現したと推測するが(註(140)二二六頁)、それを明証する史料はない。
- (144) 春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』九九―二、一九九〇年)三〇頁。
- (145) 「然猶無立皇嗣」(『統日本紀』天平宝字元年七月庚戌条)。
- (146) 『統日本紀』天応元年四月辛卯条。
- (147) 『日本後紀』大同四年四月丙子朔条。
- (148) 土井郁磨「讓位儀」の成立」(『中央史学』一六、一九九三年)四一頁。
- (149) 内田順子「讓国儀」の検討」(岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房、一九九八年)五三頁。
- (150) 『儀式』「讓国儀」。
- (151) 『日本三代実録』清和即位前紀、「大鏡」裏書所引『吏部王記』(逸文)承平元年九月四日条、『權記』寛弘八年五月二十七日条、『江談抄』雜事「天安皇帝有讓位于惟喬親王之志事」。
- (152) 『日本三代実録』元慶八年二月四日乙未条。
- (153) 平原智子「八・九世紀の宣命と皇位継承」(『日本歴史』五九五、一九九七年)一一頁。
- (154) 仁藤註(12)一一〇頁。
- (155) 河内註(140)二三四頁。

(156) 堀裕 「天皇の死の歴史的位位置」(『史林』八一―一、一九九八年) 六六頁。

(157) 「天智の初め定めた」法は、建前としての皇位継承の天皇大権を標榜する文言だと言えるため、「不改常典」法の内容のみならず「天智の初め定めた」法の内容に関しても、本稿の立場を「天皇大権説」と称する。

原科 颯 (はらしな はやて)

所 属 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程一年

専攻領域 日本政治史、日本法制史